

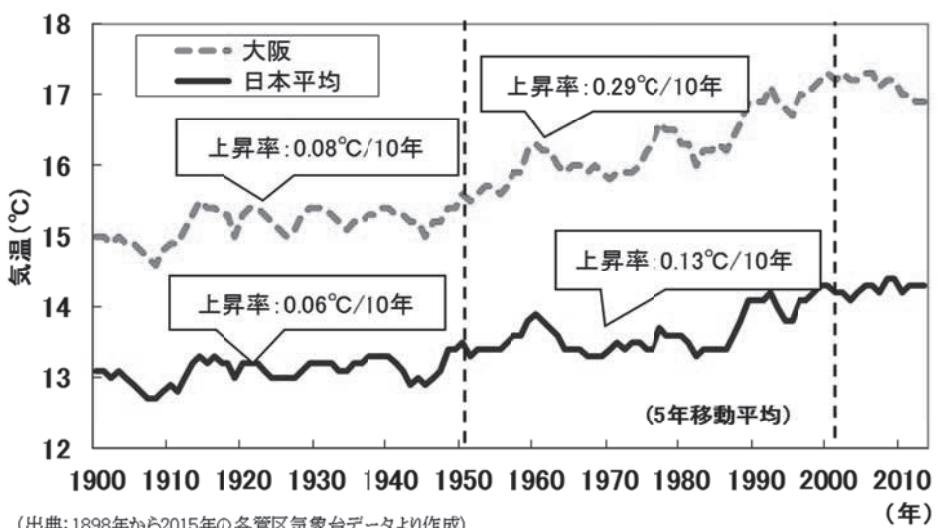
【エコカー】

大阪府内の2014（平成26）年度のエコカー保有台数は約84万台（約24%）であり、大阪エコカー普及戦略を策定した2009（平成21）年度と比べ約66万台（約19ポイント）増加している。

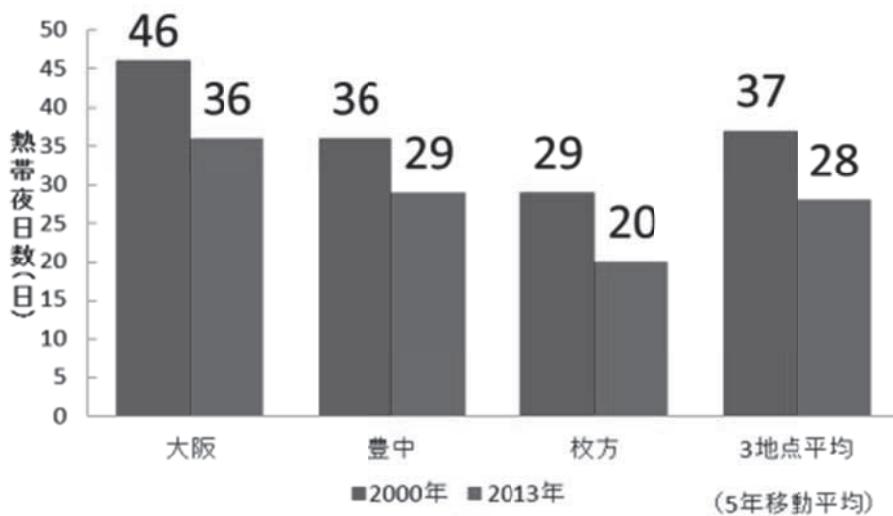
※エコカーとは、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、グリーンディーゼル乗用車、水素エンジン自動車、燃料電池自動車に加えて超低燃費車を含む。

【年平均気温、熱帯夜数、真夏日数】

年平均気温は、全国の年平均気温を上回る状況で推移している。地球温暖化の影響を除外した熱帯夜数は、おおさかヒートアイランド対策推進計画で基準年としている2000（平成12）年と比べ、2013（平成25）年では9日減少している。真夏日数については、近年70～80日の範囲で推移している。

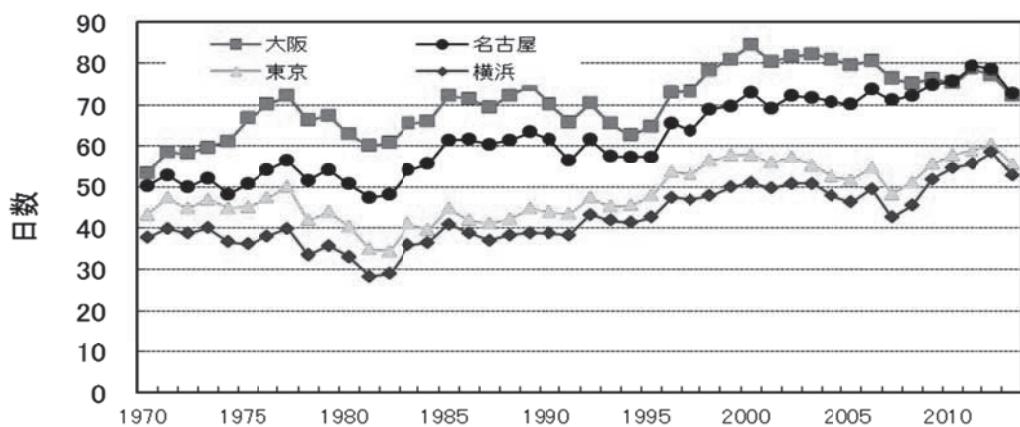


大阪・全国における年平均気温の推移



出典) 1998年から2002年および2011年から2015年の気象庁データにより作成

地球温暖化による影響を除いた熱帯夜日数の比較



(出典: 1968年から2015年の各管区気象台データより作成)

年 (5年移動平均)

大都市における真夏日数

(2) 循環型社会関係

【一般廃棄物】

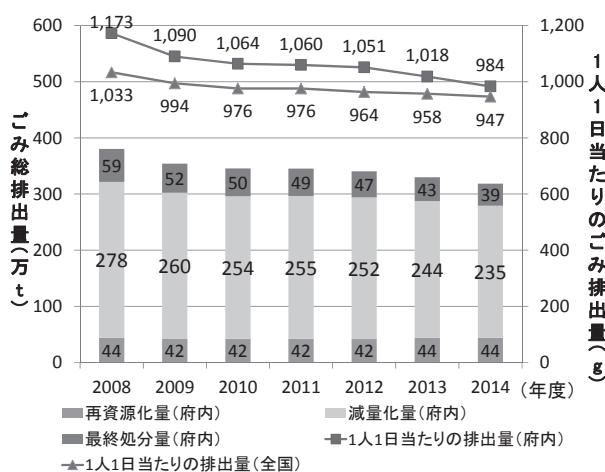
2014（平成 26）年度の最終処分量は 39 万トンである。大阪府は平成 28 年 6 月策定の循環型社会推進計画において、2020（平成 32）年度の目標としてリサイクル等の推進により、最終処分量を 32 万トン以下とすると定めている。

1 人 1 日当たりの生活系ごみ排出量は 461 g／人・日となっており、2008（平成 20）年度 536 g／人・日と比べ 14% 減少している。この点については循環型社会推進計画において 2020（平成 32）年度の目標として 403 グラム／人・日と定めている。

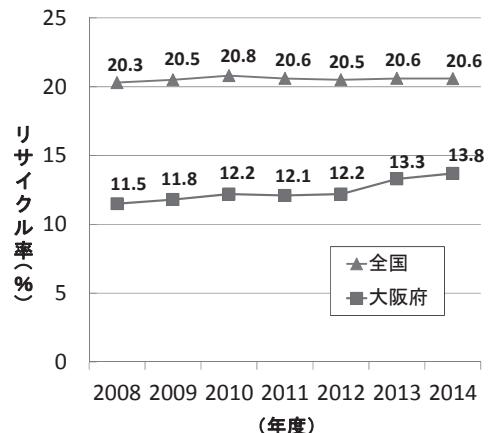
2014（平成 26）年度のリサイクル率は 2008（平成 20）年度より 2.3 ポイント上昇し、13.8% となっている。この点については、循環型社会推進計画において 2020（平成 32）年度の目標として 15.8% と定めている。

なお、現在の循環型社会推進計画の前の旧計画は平成 24 年 3 月策定されたが、この旧計画策定時点では、上記の最終処分量、1 人 1 日当たりのごみ排出量、再生利用率の 3 つの指標とも全国ワーストであった。このため、旧計画では、この 3 つの指標が全国ワーストから改善されるような目標設定がされていたが、平成 24 年度実績で 1 人 1 日当たりのごみ排出量、平成 25 年度実績で再生利用率については全国ワーストから脱却した。

一般廃棄物排出量の推移

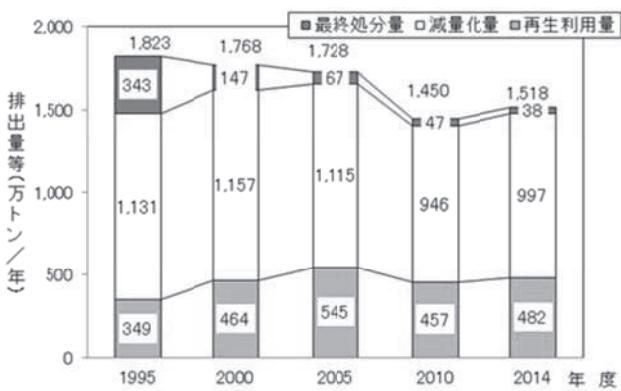


一般廃棄物のリサイクル率の推移



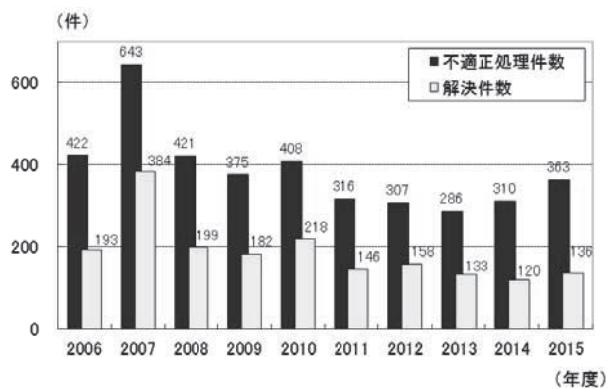
【産業廃棄物】

産業廃棄物については、2014（平成 26）年度の最終処分量は 38 万トンであり、2010（平成 22）年度と比べ 20% 減少している。大阪府は循環型社会推進計画において、2020 年度の目標として、リサイクル等の推進により最終処分量を 37 万トン以下とすると定めている。また、不法投棄等の不適正処理の件数は近年横ばいの傾向にある。



産業廃棄物の最終処分量等の推移

(※四捨五入をしているため合計が合わない場合がある)



産業廃棄物の不適正処理件数

(3) 大気環境関係

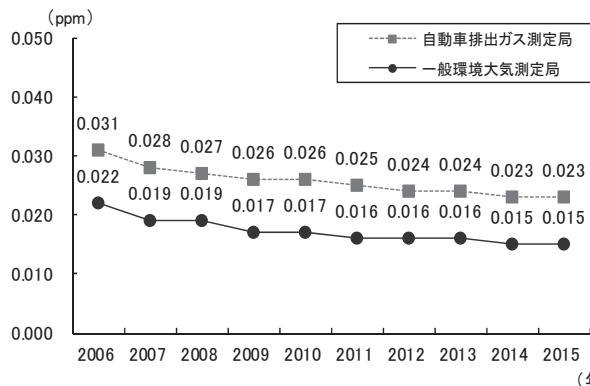
一般環境大気測定局 69 局、自動車排ガス測定局 36 局で大気調査を行っている。

【二酸化窒素と浮遊粒子状物質】

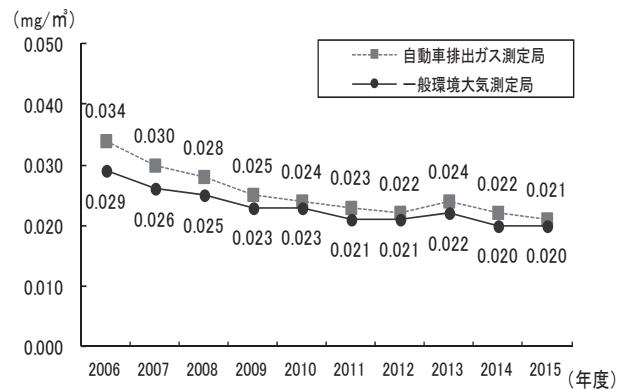
二酸化窒素と浮遊粒子状物質の濃度については、長期的には改善傾向で推移している。

2015（平成 27）年度は、二酸化窒素は 102 局全局で、浮遊粒子状物質は 101 局中 100 局で、

それぞれ環境保全目標を達成している。



二酸化窒素濃度（年平均値）の推移



浮遊粒子状物質濃度（年平均値）の推移

【光化学オキシダント、光化学スモッグ】

光化学オキシダントについては、2015（平成 27）年度は、69 局全局で環境保全目標を達成しなかった。光化学オキシダントの要因物質である非メタン炭化水素の年平均濃度については、改善傾向で推移している。光化学スモッグ注意報の発令回数は、年度による変動が大きく、増減を繰り返している。

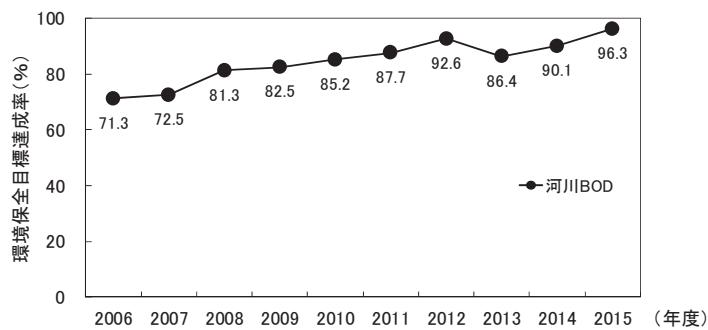
【微小粒子状物質（PM2.5）】

微小粒子状物質（PM_{2.5}）については、2015（平成 27）年度は 55 局中 19 局で環境保全目標を達成している。年平均濃度については、本格的に測定を始めた 2011（平成 23）年度以降緩やかな改善傾向となっている。

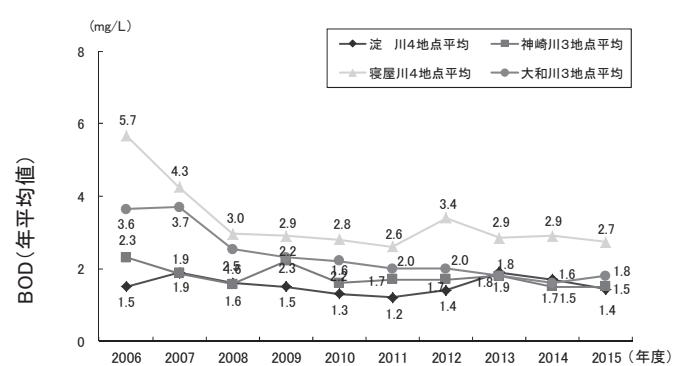
(4) 水環境関係

河川については 100 河川 139 地点、海域については 22 地点で水質調査を行っている。

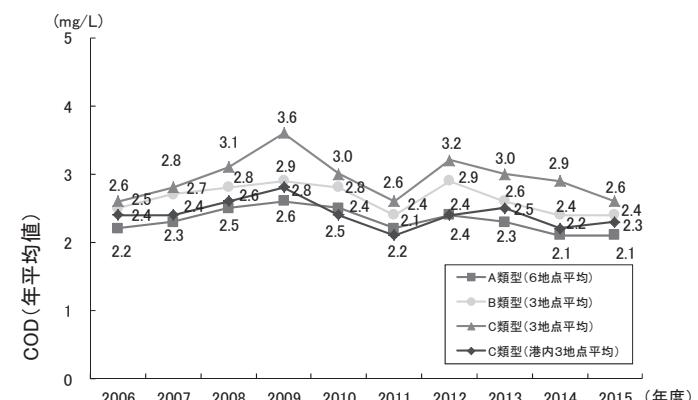
河川の水質は概ね改善傾向にあり、2015（平成 27）年度における BOD（生物化学的酸素要求量）の環境保全目標達成率は 96.3%である。海域の水質については緩やかな改善または横ばいの傾向であり、COD（化学的酸素要求量）の環境保全目標達成率は長年 66.7%であったが、2015（平成 27）年度は 34 年ぶりに 75.0%に向上した。（※兵庫県の測定地点を含め水域ごとに評価）



河川の BOD の環境保全目標達成率の推移



府内主要河川の BOD（年平均値）推移



海域の COD の環境保全目標達成率推移

大阪湾の COD 推移

第2．監査の経過・手続と監査の視点

1．監査の経過・手続

監査人は前記第1．1の大坂府の環境施策の具体的取組の一覧表記載の取組について、質問及び資料提出要請を行い、その回答をもとにヒアリングを繰り返した。また、資料関係については必要に応じて、大阪府の庁舎内において原資料の閲覧を行った。

なお、大阪府の環境の保全及び創造に関する総合計画である「大阪21世紀の新環境総合計画」は非常に広範囲の環境分野について対象にしているが（第2章の第2．6参照）、本監査ではこのうち、環境農林水産部の所管する府民の参加・行動の促進策、低炭素・省エネルギー社会の構築、資源循環型社会の構築を中心に検討を行った。

2．監査にあたって重視した点（監査の視点）

（1）監査人が重視した3つの視点

環境施策の監査にあたって監査人が重視した点（監査の視点）は、次の3点である。

- ア 法律や条例において大阪府に課されている責務・役割を十分果たしているかどうか
- イ 大阪府が環境分野の計画についてPDCAサイクルを適切に回しているか
- ウ 事業の経済性、効率性、有効性

アの視点については、地方自治法第2条第16項の適法性監査から当然のことであるが、それにとどまらず、世界的にも環境問題がクローズアップされるなか、大阪府がより積極的に施策を進めるべき分野がないか、という視点からも監査を行った。具体的には、①大阪府内の市町村が実施する環境施策について、より積極的に関与すべき分野がないか、②府民や事業者の自主的な環境問題への取組を促すために、より積極的な情報発信ができるいか、③産業廃棄物関係を中心に、より積極的な対応をすべきではないか、という点である。なお、環境施策は関連する分野が非常に幅広く、このため関連法令も多岐に亘っているため、（2）以下で若干の整理を行った。

イの視点については、環境施策は、その性質上、ともすれば具体的な取組目標が曖昧となりがちで、成果も見えにくい施策もあることや、大阪府自体がPDCAサイクルを重視していることから、監査の視点とした。

ウの視点については、包括外部監査の3E監査という観点と、環境施策は専門性を理由に事業の経済性、効率性、有効性が軽視される可能性があることから、監査の視点とした。

(2) 法律や条例の整理

総論で述べたように環境政策に関する基本法は環境基本法であり、それに加えて分野別 の基本法や個別法が定められている。また、大阪府にも基本条例と個別の分野毎の条例が 定められている。

これらの法律や条例には、都道府県、市町村、事業者、住民（府民）などのそれぞれの 役割や責務が定められているが、特に広域自治体である都道府県と基礎自治体である市町 村の役割や相互の関係が分かりにくい面がある。

そこで、以下、循環社会の推進、廃棄物処理、リサイクル、地球温暖化対策推進などに 関連する法律と大阪府の条例で定められた都道府県（大阪府）と市町村の事務・責務・役 割などをまとめることとする。

ア. 法律

法律名	都道府県の事務・責務・役割	市町村の事務・責務・役割
地方自治法	▶ 地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされているもので、広域にわたるもの、市町村に関する連絡調整に関するもの及びその規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるものを処理する（第2条第5項）	▶ 第2条5項において都道府県が処理するものとされているものを除き、一般的に、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされているもの（第2条第3項） ▶ ※指定都市、中核市、特例市については第2条第4項で同条第5項の都道府県の事務の一部を処理することができる
環境基本法	▶ 地方公共団体は、環境の保全に関し国の方針に準じた施策及びその他の地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する（第7条） ▶ 都道府県は、主として、広域にわたる施策の実施及び市町村が行う施策の総合調整を行う（第36条）	
循環基本法	▶ 第3条～第7条の基本原則にのっとり、循環資源について適正に循環的な利用及び処分が行われることを確保するために必要な措置を実施するほか、循環型社会の形成に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務（第10条） ▶ その地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた循環型社会に形成のために必要な施策を、その総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施する（第32条）	
廃棄物処理法	▶ 都道府県は、市町村に対し、第4条第1項（右欄参照）の責務が十分に果たされるよう必要な技術的援助を与えるとともに、当該都道府県の区域内における産業廃棄物の状況をあくし、産業廃棄物の適正な処理が行われるように必要な措置を講ずることに努めなければならない（第4条第2項） ▶ 国、都道府県及び市町村は、廃棄物の排出を抑制し、及びその適正な処理を確保するため、これらに関する国民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない（第4条第4項）	▶ 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に関する住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない（第4条第1項）

資源有効利用促進法	▶ 地方公共団体は、その区域の経済的・社会的諸条件に応じて資源の有効な利用を促進するよう努めなければならない（第9条）		
容器包装リサイクル法	▶ 都道府県は、市町村に対し、第6条第1項（右欄参照）の責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えることに努めなければならない（第6条第2項）	▶ 市町村は、その区域内における容器包装廃棄物の分別収集に必要な措置を講ずるよう努めなければならない（第6条第1項）	▶ 市町村分別収集計画の策定（第8条）と実施（第10条）
	▶ 都道府県及び市町村は、国の施策に準じて、容器包装廃棄物の排出の抑制及び分別基準適合物の再商品化等を促進するよう必要な措置を講ずることに努めなければならない（第6条第3項）		
家電リサイクル法	▶ 都道府県及び市町村は、国の施策に準じて、特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等を促進するよう必要な措置を講ずることに努めなければならない		
地球温暖化対策推進法	<p>▶ 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進するものとする（第4条第2項）</p> <p>▶ 地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関する活動の促進を図るため、第4条第1項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする（第4条第2項）</p> <p>▶ 都道府県及び市町村は、地球温暖化対策計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする（第20条第2項）</p>		

イ. 大阪府の条例

条例名	大阪府の事務・責務・役割
大阪府環境基本条例	<p>▶ 豊かな環境の保全及び創造に関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する（第3条第1項）。</p> <p>▶ 府はこの施策の策定及び実施に当たっては、国及び地方公共団体との連絡調整を緊密に行うよう努める（第3条第2項）</p> <p>▶ 環境総合計画の策定（第8条）、年次報告（第9条）、必要な規制の措置（第12条）、教育、学習等の振興（第13条）、自主的な活動の支援（第14条）、情報の提供（第15条）、調査の実施（第16条）、試験研究体制の整備等（第17条）、財政上の措置（第18条）、地球環境保全に資する行動指針の策定等（第19条）、機関相互間の緊密な連携及び施策の調整を図り豊かな環境の保全及び創造のための推進体制の整備（第21条）</p>
循環型社会形成推進条例	<p>▶ 府は、循環型社会の形成に関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する（第3条第1項）</p> <p>▶ 府は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、国及び他の地方公共団体との連絡調整を緊密に行うよう努めるものとする（第3条第2項）</p> <p>▶ 府は、市町村、事業者、府民及び民間団体等との協働により、循環型社会の形成に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする（第14条）</p>
温暖化の防止等に関する条例	<p>▶ 府は、温暖化の防止等に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する（第3条第1項）</p> <p>▶ 府は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、国及び他の地方公共団体との連絡調整を緊密に行うよう努めるものとする（第3条第2項）</p> <p>▶ 府は、自らの事務及び事業について、温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化並びにエネルギーの使用の抑制のために必要な措置を講ずるとともに、府が設置し、又は管理する建築物について、環境への配慮のために必要な措置を講ずるものとする（第3条第3項）</p> <p>▶ 府は、事業者及び府民による温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化並びに建築物の環境配慮に関する取組並びに建築主による建築物の環境配慮に関する取組の促進を図るため、第一項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする（第3条第4項）</p>

(3) 法律や条例を踏まえた大阪府の責務・役割

以上の法律や条例から、都道府県（大阪府）に課された役割は、各テーマ毎に異なっており多岐に亘るが、監査人としては、次の3つの点に監査の視点を置くこととした。

ア. 府内の市町村との関係での責務・役割

1つ目は府内の市町村との関係である。大阪府は、法律上、広域自治体として広域にわたる政策の実施及び市町村が行う施策の総合調整（自治法第2条第5項、環境基本法第36条）という役割を負っている。条例上も、総合的な施策の策定と実施が求められており、（環境基本条例第3条第1項、循環型社会形成推進条例第3条第1項、温暖化防止条例第3条第1項）、そのために市町村に対する技術的援助（廃棄物処理法第4条第2項、容器包装リサイクル法第6条第2項）を行わなければならない。さらに、地球温暖化対策に関しては、地方公共団体実行計画を達成するため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長等に対し、必要な資料の送付その他の協力を求め、又は温室効果ガスの排出の抑制等に関し意見を述べることができる（地球温暖化対策推進法第21条第11項）。そして、これらにあたっては、国及び地方公共団体との緊密な連絡調整（循環基本条例第3条第2項、循環型社会形成推進条例第3条第2項、温暖化防止条例第3条第2項）が必要とされる。

そこで、これら広域にわたる政策の策定と実施、市町村の施策の総合調整、技術的援助、緊密な連絡調整、意見の提示などの役割を効率的かつ有効に果たしているか、大阪府内の市町村が実施する環境施策について、より積極的に関与すべき分野がないか、を1つ目の視点とする。

イ. 府民や事業者への適切な情報発信

環境問題は、府民や事業者の自主的な取組が必要不可欠である。環境基本法では、事業者は、国の定める基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たって公害防止、自然環境保全、廃棄物適正処理、環境への負荷低減などに努めることが求められている（第8条）。国民にも、国の基本理念にのっとり、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努め、国や地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を負うとされている（第9条）。大阪府の環境基本条例でも同様の趣旨の定めがされている（事業者につき第4条、府

民につき第5条)。府民や事業者がこれらの取組を自主的に行うことを促すためには、大阪府からの適切な情報発信が不可欠である(廃棄物処理法第4条4項、環境基本条例第9条、13条、15条、温暖化防止条例第3条第4項など)。そこでこの適切な情報発信という点を2つ目の視点とする。

ウ. 廃棄物処理法上の規制権限の適切な行使

廃棄物処理法上、都道府県は、産業廃棄物の状況の把握と適正な処理のための必要な措置を講ずることとされ(廃棄物処理法4条2項)、事業者が産業廃棄物処理等を適切に行うよう各種の規制権限が与えられている。都道府県は、法律違反を繰り返す事業者に対しては、適切な行政処分を行ふことが必要とされる。

そこで、大阪府が適切に規制権限を行ふているか、より積極的な対応をすべきことはないか、という点を3つ目の視点とする。

第3．監査の結果

1．法律・条例の府の役割を果たしているか

(1) 市町村との関係

ア．大阪府と市町村の役割について

先述したとおり、地方自治法をはじめ各根拠法令に規定されている、環境施策に関する広域にわたる政策の策定と実施、市町村の施策の総合調整、技術的援助、緊密な連絡調整などの役割を大阪府が果たしているかどうかについて、また、市町村との関係でより積極的な関与をすべき分野がないかについて、監査を実施した。

イ．大阪府と府内市町村の連携について

(ア) 大阪府と府内市町村との連携体制の構築について

大阪府環境条例第3条において、大阪府は環境関連事業の策定及び実施に当たっては、国及び他の地方公共団体との連絡調整を緊密に行うよう努める、としている。

大阪府は、協議・解決すべき課題ごとに35の連携体制を構築し、ここでは、国や他の都道府県との協議結果の共有、事業の進捗状況の確認や、課題の解決のため、連絡調整会議を行っている。また、会議体以外でも、文書・電話・メール、打ち合わせなど公式・非公式問わず多様な手法で連携を図っている。

平成28年9月1日時点で構築している府内市町村との連携体制は以下のとおりである。

No.	会議等名称	目的・内容	構成機関	事務局	担当G
1	関西広域連合 広域環境保全局	関西における環境分野の広域的課題に対処	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市	滋賀県	環境農林水産総務課企画G
2	大阪府・大阪市・堺市環境行政連絡協議会	環境行政における情報交換等	大阪府・大阪市・堺市	持ち回り	環境農林水産総務課企画G
3	おおさかスマートエネルギー協議会	府域におけるエネルギー政策の効果的な推進のための情報交換等	大阪府・大阪市・豊中市(市長会生活環境部会長市)・河南町(町村長会環境厚生部会長町村)※ほか府民団体・事業者団体、エネルギー供給事業者等	大阪府	エネルギー政策課企画推進G
4	関西広域連合 エネルギー検討会	再生可能エネルギーの導入促進や省エネ推進、電力需給対策などの取組推進	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市	滋賀県、大阪府	エネルギー政策課企画推進G
5	緑化行政連絡協議会	「建築物の敷地等における緑化を促進する制度」の運用に当たって、大阪府と市町村との連絡調整を行い、制度の円滑な運用を図ること	大阪府・府内市町村	大阪府	みどり推進室 みどり企画課都市緑化G
6	城北わんどイタセンバラ協議会	城北わんど群を中心としたイタセンバラの保護に関係する機関等相互の緊密な連絡と調整等を図り、もってイタセンバラ保護対策の円滑な推進に資すること	環境省、国土交通省、大阪府、大阪市、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所等	環境省 近畿地方環境事務所	みどり推進室みどり企画課総務・自然環境G
7	淀川イタセンバラ検討会	淀川水系のイタセンバラ再生という喫緊の課題に対応するため、具体的な方策について検討し、イタセンバラの生息環境の復元・再生、イタセンバラの再定着にむけた短・長期的なシナリオを立案するとともに長期的な課題についても検討すること	国土交通省、環境省、京都府、大阪府、大阪市、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所、中学校・高等学校・大学等	国土交通省 近畿地方整備局淀川河川事務所	みどり推進室みどり企画課総務・自然環境G
8	大阪湾広域処理場整備促進協議会	大阪湾圏域において行われる広域処理場の整備にあたり相互の意思疎通を図り、大阪湾広域臨海環境整備センター事業の円滑な運営を支援すること	近畿2府4県、港湾管理者(大阪港、神戸港、堺・泉北港、西宮・尼崎港)、フェニックス事業に参画する168市町村(大阪府は全市町村)	兵庫県	資源循環課環境産業技術G
9	全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議	全国の自治体を対象に、廃棄物・リサイクル対策の施策の現状や今後の方向性について説明や協力を要請するもの	環境省・各都道府県・政令市等	環境省	資源循環課施設整備G
10	大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会	近畿地域ブロックにおいて、災害時の廃棄物対策について情報共有を行うとともに、府県域を超えた連携が必要となる災害時の廃棄物対策に関する広域的な連携について検討するもの	環境省近畿地方環境事務所、国土交通省近畿地方整備局、各府県・各市町村、一般社団法人大阪府産業廃棄物協会、大阪湾広域臨海環境整備センター等	環境省近畿地方環境事務所	資源循環課施設整備G
11	大阪府魚腸骨処理対策協議会	府内の魚あら廃棄物の適正な再生処理の推進を図る	大阪府、全市町村、清掃施設組合	大阪府	資源循環課リサイクルG
12	近畿ブロック産業廃棄物処理対策推進協議会	広域的視野に立ち、相互協力を密にし、近畿圏における産業廃棄物行政の実務の円滑な遂行につとめ、もって産業廃棄物処理対策の推進を図る	滋賀県、大津市、京都府、京都市、大阪府、大阪市、堺市、東大阪市、高槻市、豊中市、枚方市、兵庫県、神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市、奈良県、奈良市、和歌山县、和歌山市	持ち回り	産業廃棄物指導課建設廃棄物指導G
13	大阪府産業廃棄物不適正処理対策会議	府域における産業廃棄物の不適正処理の未然防止と早期是正を図る	府内市町村	大阪府	産業廃棄物指導課建設廃棄物指導G
14	産業廃棄物処理業行政7者会議	産業廃棄物の許可業者の指導に係る疑義検討、情報交換等	大阪府・大阪市・堺市・東大阪市・高槻市・豊中市・枚方市	持ち回り	産業廃棄物指導課処分業指導G、処理業指導G
15	近畿大気汚染常時監視連絡会	大気汚染の常時監視を実施している近畿地方の地方公共団体の間で、大気汚染状況及び常時監視業務の実施に関する情報の交換、調査研究等を行うことにより、大気汚染の常時監視を的確かつ効率的に行うこととする。	近畿地方の5府県及び大気汚染防止法の政令市18市	持ち回り	環境保全課環境監視G
16	大気環境常時監視に係る市町村連絡会	大気汚染の常時監視を実施している大阪府内の地方公共団体の間で、大気汚染状況及び常時監視業務の実施に関する情報の交換等を行うことにより、大気汚染の常時監視を的確かつ効率的に行うこととする。	大阪府内大気環境常時監視実施17市(政令市・一般市)	大阪府(環境保全課)	環境保全課環境監視G
17	大阪府自動車NOx・PM総量削減計画策定協議会	自動車NOx・PM法に基づく総量削減計画の策定及び進行管理を目的とする。	大阪府、大阪府公安委員会、大阪府警察本部、対策地域内37市町、国地方行政機関等	大阪府(交通環境課)	交通環境課自動車環境対策G
18	大阪自動車環境対策推進会議	自動車公害の防止に関する対策とともに、自動車に係る地球温暖化対策を積極的に推進する。	大阪府、大阪府警察本部、大阪市、堺市等	大阪府(交通環境課)	交通環境課自動車環境対策G
19	近畿八府県市自動車環境対策協議会	近畿の八府県市における自動車環境対策に係る諸問題について情報交換を行い、近畿八府県市における自動車環境行政の効果的な推進に資する。	京都府、兵庫県、奈良県、大阪市、堺市、京都市、神戸市	持ち回り	交通環境課自動車環境対策G

20	大阪湾環境保全協議会	広域的視野に立ち、相互協力を密にするとともに、住民との一層の協働関係を築き、大阪湾の環境の保全と創造を図ることにより、良好で快適な環境を享受することのできる社会の実現に資することを目的とする。	大阪府、兵庫県、和歌山県 17市(大阪、堺、岸和田、泉大津、貝塚、泉佐野、高石、泉南、阪南、神戸、尼崎、西宮、明石、洲本、芦屋、淡路、和歌山)3町(忠岡、田尻、岬)	大阪府 (環境保全課)	環境保全課 環境計画G
21	大阪湾再生推進会議	都市再生本部で決定された都市再生プロジェクトとしての「海の再生」を推進するため、関係省庁及び関係地方公共団体等が、大阪湾の水環境の改善等を通じた「海と都市のかかわり」に重点を置く総合的な「海の再生」のための行動計画を策定し、これを推進することを目的とする。	大阪府、内閣官房、国土交通省、農林水産省、経済産業省、環境省、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、京都市、大阪市、堺市、神戸市等	国土交通省 近畿地方整備局	環境保全課 環境計画G
22	瀬戸内海環境保全知事・市長会議	瀬戸内海環境保全憲章の趣旨に則り、広域的な相互協力によって瀬戸内海の環境保全を図り、もって人間性豊かな生活ゾーンを実現することを目的とする。	13府県(大阪、京都、兵庫、奈良、和歌山、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡、大分) 23市(京都、大阪、堺、神戸、岡山、広島、北九州、豊中、高槻、東大阪、姫路、尼崎、西宮、奈良、和歌山、倉敷、福山、下関、高松、松山、大分、枚方、奥)	兵庫県	環境保全課 環境計画G
23	雨水ネットワーク「行政部会」	雨水利用を推進し、渴水、洪水及び防災の対策に資するとともに地域水循環の再生等地域環境の改善を図り、地球環境の保全に寄与することを目的とする。	大阪府、墨田区、全国132自治体	東京都墨田区 区民活動推進部 大阪府(環境保全課)	環境保全課 環境計画G
24	淀川水質汚濁防止連絡協議会	淀川水系の河川及び水路について水質を調査し、その実態を把握するとともにその汚濁の機構を明らかにし、流域の水管理上必要な水質管理の方法並びに汚濁対策について検討し、相互に連絡調整をはかるなどによって淀川の水質改善の実効をあげることを目的とする。	大阪府、近畿地方整備局、19府県市等	国土交通省 近畿地方整備局 大阪府(河川環境課)	事業所指導課 水質指導G
25	神崎川水質汚濁対策連絡協議会	神崎川について水質を調査し、その実態を把握するとともにその汚濁の機構を明らかにし、河川管理上必要な水質管理の方法並びに汚濁防止対策について検討し、神崎川水質改善の実行をあげることを目的とする。	大阪府、近畿地方整備局、各県市等	国土交通省 近畿地方整備局 大阪府(河川環境課)	事業所指導課 水質指導G
26	大和川水環境協議会	大和川水系における河川及び水路並びに大和川に関連する地域の公共用水域を対象として、国土交通省、奈良県、大阪府及び流域内に在する市町村が連携または協働し、もしくは流域内に在する住民もしくは市民団体等と連携し、大和川水系等の水質や水量に係る水環境の把握の促進及び大和川水系等の水環境の再生に関する行動計画の策定、大和川水系等における水質異常の未然防止及び水質異常が発生したときの被害の軽減並びに大和川水系等における水環境の改善及び水質異常の防止のための流域内住民等への意識の向上を図ることを目的とする。	大阪府、国土交通省近畿地方整備局、奈良県、大阪市、堺市等	国土交通省 近畿地方整備局 大和川河川事務所	事業所指導課 水質指導G
27	琵琶湖・淀川流域圏再生推進協議会	琵琶湖・淀川流域圏の再生協議会において策定された「琵琶湖・淀川流域圏の再生計画」について、統合的流域管理の視点に立ち、各分野にまたがり地域を超えて各行政機関が協議・調整を行うとともに、再生プログラムの達成度、効果等の評価を行い、再生計画の具体的な推進を図ることを目的とする。	大阪府、近畿地方整備局、近畿運輸局、近畿農政局、近畿経済産業局、近畿環境事務局、自然環境局、三重県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、京都市、大阪市、大津市等	近畿地方整備局	事業所指導課 水質指導G
28	化学物質管理業務に係る行政連絡調整会議	PRTR・府条例に基づく化学物質管理業務を円滑に進めるにあたっての情報交換および意見交換を行い、府市による化学物質管理業務の効果的な推進を図ることを目的とする。	大阪府、権限移譲市町村	大阪府 (環境保全課)	環境保全課 化学物質対策G
29	土壤汚染対策に関する政令市連絡会	土壤汚染対策法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく土壤汚染対策を適正に進めるため、府及び政令市が情報交換および意見交換を行い、府域の土壤汚染対策の効果的な推進を図ることを目的とする。	大阪府、大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、東大阪市	大阪府 (環境保全課)	環境保全課 化学物質対策G
30	土壤汚染対策制度に係る市町村連絡会	土壤汚染対策法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく土壤汚染対策関係事務を円滑に進めため必要な情報提供および情報交換等を行い、府域の土壤汚染対策の効果的な推進を図ることを目的とする。	大阪府、権限移譲市町村	大阪府 (環境保全課)	環境保全課 化学物質対策G
31	阪神地区地盤沈下調査連絡協議会	阪神地区の地盤沈下に対し、各団体が協力して実態を把握するため、水準測量実施に関する広域調整を行ふことを目的とする。	大阪府、国土交通省、兵庫県、大阪市、堺市、東大阪市、枚方市、守口市、尼崎市、西宮市	大阪府 (河川整備課、環境保全課) 国土交通省	環境保全課 化学物質対策G
32	地下水質保全連絡会議	大阪府域における有効かつ適切な地下水保全対策を円滑に実施する。	大阪府、政令市環境担当課	大阪府 (環境保全課)	環境保全課 化学物質対策G
33	近畿ブロック産業廃棄物処理対策推進協議会	PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の施行にあたり、近畿ブロックにおけるPCB廃棄物の広域的処理を推進するために必要な検討、協議を行う。	大阪府、滋賀県、大津市、京都府、京都府、大阪市、堺市、東大阪市、高槻市、豊中市、枚方市、兵庫県、神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市、奈良県、奈良市、和歌山県、和歌山市	大阪府 (事業所指導課)	事業所指導課 調整G
34	大阪湾圏域広域処理場整備事業に係る大阪府域環境保全協議会	大阪府域における大阪湾圏域広域処理場整備事業に係る埋立処分場、積出基地周辺の環境監視及び環境保全対策の実施に關し、大阪湾圏域臨海環境整備センターを指導することにより、地域住民の生活環境の保全を図る。	大阪府、大阪市、堺市、泉大津市	大阪府 (環境保全課)	環境保全課 アセスメントG
35	近畿府県主要都市騒音振動連絡会	騒音振動公害の現状及び問題について情報・意見交換し、騒音振動防止行政の効果的な推進に資する。	大阪府、兵庫県、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県、大阪市、神戸市、堺市、姫路市、和歌山市、奈良市、高槻市、東大阪市、西宮市、尼崎市、大津市、豊中市、枚方市	持ち回り	交通環境課 騒音振動G

※平成28年9月1日時点

(イ) 各事業・課題における府内市町村との連携・取組について

a. おおさかスマートエネルギー協議会について

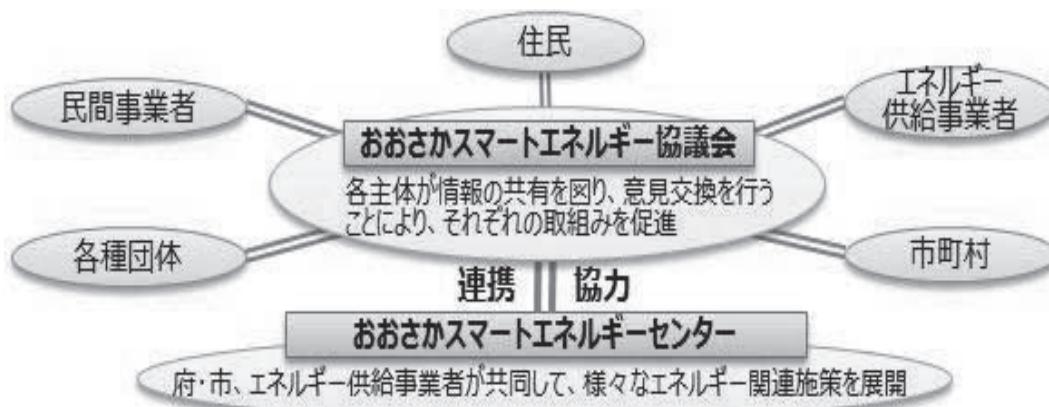
おおさかスマートエネルギー協議会（以下、「スマートエネルギー協議会」という）とは、大阪府、市町村、府民、事業者及びエネルギー供給事業者がエネルギーの使用の抑制、再生可能エネルギーの利用、電気の需要の平準化等に関する情報を共有しながら地域におけるエネルギー問題を協議し、問題解決に向けた取組を推進するために設置されたものである。スマートエネルギー協議会を通じて得られた成果については、各主体それぞれが役割を果しながら取組を進めていく。

スマートエネルギー協議会の会議には、全体会議及び部門別会議がある。

全体会議は、電力需給など関係者に幅広くまたがる課題について情報共有や意見交換を行っている。

部門別会議は、「事業者部門」、「家庭部門」、「市町村部門」の3つの部門に分かれ、ディスカッション等を通じた情報交換等が行われている。

また、市町村部門の会議は地域により4ブロック（北摂ブロック、中部ブロック、南河内ブロック、泉州ブロック）に区分して実施されている。



スマートエネルギー協議会の平成27年度の開催状況は以下のとおりである。

＜全体会議＞

回数	開催日	議題
第1回	平成27年6月8日	(1) 大阪府・大阪市の施策と今年度の協議会のテーマについて (2) 今夏の電力需給見通し等について (3) 各団体からの省エネ、創エネ等に関する取組み紹介と意見交換
第2回	平成28年2月10日	(1) 今年度の協議会開催結果について（部門別会議の報告） (2) 来年度の大坂府・市の施策及び協議会のテーマ案について (3) 今冬の電力需給の状況等について (4) 国の制度整備の状況について

＜事業者部門会議＞

回数	開催日	議題
Bems*の導入促進	平成27年5月15日	(1) ディマンドリスポンスの取組みの動向 (2) 今夏の需給見通しと需給逼迫時におけるBemsアグリゲーターとの協業による取組みについて (3) Bemsアグリゲーターへのアンケート調査結果の報告
第4回（昨年度の続き） テナントビルの省エネ対策	平成27年5月19日	(1) 省エネに向けた取組みの方向性 (2) 具体的な取組み（案）
第1回 太陽光発電の普及拡大	平成27年6月11日	(1) 太陽光発電シミュレーションシステムについて (2) 集合住宅向け普及方策の検討について
第1回 病院・介護福祉施設の省エネ対策	平成27年10月19日	(1) 会議の実施内容及び進め方について (2) 国・府のエネルギー政策と省エネの現状について (3) 省エネに関するアンケート調査の実施について
第2回 病院・介護福祉施設の省エネ対策	平成27年12月8日	(1) Bems事業者による導入事例報告 (2) 補助事業の採択状況と対策 (3) 病院・介護福祉施設への啓発・マッチング施策の方向性について
第3回 病院・介護福祉施設の省エネ対策	平成28年3月15日	(1) 病院・介護福祉施設への啓発・マッチング施策等について (2) 国及び府の支援制度の状況について

* Bemsとは、ビルエネルギー管理システムのこと

<家庭部門会議>

回数	開催日	議題
第1回	平成27年5月27日	(1) 大阪府・市の施策・事業について (2) 今年度の取組みについて (3) 見える化サービスの普及拡大について (4) 環境（エネルギー）教育の推進について
第2回	平成27年9月2日	(1) 地球温暖化・エネルギーに関する出前講座について (2) 大阪府住宅用太陽光発電システムについて (3) 電力システム改革について
第3回	平成28年1月20日	(1) 今冬の電力需給状況について (2) 環境（エネルギー）教育の推進について (3) 家庭向け省エネの取組みについて (4) 電力小売自由化について

<市町村部門会議>

回数	開催日	議題
第1回	平成27年7月27日 (南河内ブロック) 平成27年7月27日 ¹ (泉州ブロック) 平成27年7月29日 (中部ブロック) 平成27年7月29日 (北摂ブロック)	(1) 大阪府・大阪市で取り組むエネルギー施策について (2) エネルギー環境教育に関する出前講座について (3) 太陽光発電推進のための「屋根貸し」「土地貸し」「水面貸し」について (4) 府域における再生可能エネルギーの導入について (5) 地球温暖化対策実行計画の策定状況及び見直し予定等について (6) 節電キャンペーン等への協力依頼について (7) 水素社会実現に向けた取組みについて
第2回	平成27年12月17日 (中部ブロック) 平成27年12月17日 ¹ (北摂ブロック) 平成27年12月22日 (南河内ブロック) 平成27年12月22日 (泉州ブロック)	(1) 来年度要求事業の情報共有・意見交換 (2) 家庭の省エネ取組の方向性について (3) 電力全面自由化に向けた対応について (4) 省エネ・Ems [*] の現状について (5) 小学校における出前授業の実施について (6) 環境活動支援の取組について

* Emsとは、エネルギー管理システムのこと

b. 行政の取組を推進する体制（循環型社会推進計画）について

○ 一般廃棄物の廃棄物処理促進について

一般廃棄物の廃棄物処理促進（大阪府の置かれている状況・課題）	
前大阪府循環型社会推進計画策定時（平成24年3月）において、大阪府は一般廃棄物の1人1日当たりの排出量、再生利用率、最終処分量が全国ワースト1であった。その後、1人1日当たりの排出量及び再生利用率は前計画期間中（平成23年度から平成27年度）にワースト1から脱却したものの、依然全国平均を下回る水準にあり、最終処分量は現在も全国ワースト1となっている。	
また、一般廃棄物の排出量についての計画達成率をみると、排出量は削減が進み、平成26年度は318万トンとなっているが、目標の282万トンには達していない状況にある。その内訳として、生活系ごみの排出量は189万トンであり、目標の183万トンに近づいているが、事業系ごみの排出量は129万トンであり、目標の99万トンを大きく下回る結果となっている。	
このように事業系ごみの排出量が目標を大きく下回った理由は、事業系ごみに資源化可能な紙類や産業廃棄物であるプラスチック類が多く混入しており、効果的な分別ができていなかったことが考えられている。	
そこで大阪府は当該課題について、以下の取組を実施している。	
課題に対する大阪府の取組	市町村と連携することによる市町村の取組促進
当該課題解決のため、新たな大阪府循環型社会推進計画（平成28年6月策定）では、府内市町村に対し府内外の先進的な取組み事例の情報提供を行い、市町村による事業者への排出抑制の取組みを促進する、としている。	取組を推進する施策として、大阪府は平成28年度において、全市町村に対して訪問し、取組状況についての意見交換および課題の情報共有を行っている最中である。意見交換の結果をとりまとめ、先進的な取組をホームページで掲載することで、各市町村は他の市町村の取組事例を確認することができるため、それに基づき市町村が取り組むことで、当該業務の促進を支援すると期待される。

○一般廃棄物（大阪府）

(単位:万トン／年)			
一般廃棄物	旧計画期間		新計画期間 H32目標
	H26実績	H27目標	
排出量	318	282	278
生活系	189	183	172
事業系	129	99	107
1人1日あたりの生活系ごみ排出量	461g	-	403g
再生利用量	44	62	44
再生利用率	13.8%	22.0%	15.8%
最終処分量	39	35	32

○一般廃棄物 環境白書 H28

(平成25年度実績)

	ごみ総排出量			1人1日当たりの総排出量 (グラム/人日)	リサイクル率 (%)	最終処分量 (千㌧)
	合計 (千㌧)	生活系ごみ (千㌧)	事業系ごみ (千㌧)			
北海道	2,019	1,408	611	1,013	24.0	409
青森	535	364	171	1,069	13.7	83
岩手	453	309	143	945	18.5	50
宮城	865	600	265	1,018	16.8	116
秋田	392	264	128	1,002	16.9	38
山形	387	277	111	921	16.2	45
福島	777	564	214	1,084	13.8	83
茨城	1,095	801	293	1,005	22.0	96
栃木	690	513	177	940	17.5	60
群馬	775	579	196	1,050	15.6	89
埼玉	2,414	1,871	543	908	24.9	131
千葉	2,180	1,589	591	956	23.5	163
東京	4,572	3,464	1,108	949	23.2	359
神奈川	3,008	2,304	705	906	25.3	265
新潟	894	616	278	1,039	23.2	88
富山	405	280	125	1,017	22.2	37
石川	422	272	150	994	14.3	58
福井	286	210	76	967	17.0	29
山梨	310	224	86	987	16.6	31
長野	667	474	193	847	24.7	58
岐阜	696	505	191	928	19.7	58
静岡	1,274	923	351	917	21.0	80
愛知	2,572	1,951	621	940	22.7	215
三重	657	475	181	982	30.1	50
滋賀	457	334	123	880	19.1	50
京都	884	543	341	919	14.4	127
大阪	3,300	1,944	1,356	1,018	13.2	423
兵庫	2,011	1,367	643	975	16.7	258
奈良	471	325	145	918	13.1	60
和歌山	383	268	115	1,035	13.6	52
鳥取	217	130	87	1,011	26.1	18
島根	247	173	73	949	25.0	21
岡山	689	458	231	970	27.1	42
広島	947	609	338	902	22.1	119
山口	554	377	177	1,051	29.5	46
徳島	274	207	67	959	16.8	33
香川	330	232	98	895	20.1	36
愛媛	478	360	118	911	18.4	51
高知	260	190	69	943	22.4	12
福岡	1,853	1,220	634	993	21.3	193
佐賀	275	196	79	884	18.6	17
長崎	498	339	158	960	16.0	48
熊本	565	397	169	848	19.7	57
大分	416	288	128	951	20.3	36
宮崎	404	271	133	969	19.0	51
鹿児島	581	408	174	936	16.2	70
沖縄	436	282	154	829	15.3	26
合計	44,874	31,757	13,117	958	20.6	4,538

出典：環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課「日本の廃棄物処理(各年度版)」より抜粋

○ 取組成果の指標設定について*

循環型社会構築に向けての各主体への働きかけ（目標）

新たな大阪府循環型社会推進計画では、次世代に健康で豊かな社会を引き継いでいくという責務を果たすため、資源の無駄遣いをなくし、有効利用を進めるべく、さらに、社会経済活動自体を循環型のシステムに変えていく必要があることを大前提として掲げている。

この目標すべき循環型社会の構築に向け、府民、事業者、行政が連携・協働し行動していくことの必要性に主眼をおいており、各主体の3Rに対する認識が深まり、自主的な取組みをより一層進展させることを目標としている。

目標達成のための施策（各主体の取組み促進のための施策）

そこで、各主体が実施している3Rの取組成果を実感できる指標を設定し、施策や行動指針による取組みの成果を確認し、指標の推移をホームページに公表するなど、本指標を活用することで、各主体の3Rに対する認識をさらに深め、各主体の取組を促進していくことを決定した。

これにより、大阪府は、当該計画の進行管理を行うことができるうえ、各主体の取組を促進することができると期待される。

○ 質の高いリサイクルの推進について

大阪府分別収集促進計画について

大阪府分別収集促進計画は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」第9条に基づき策定する法定計画であり、生活系ごみの一部である容器包装廃棄物について、府内市町村における分別収集及びリサイクルがさらに促進されるよう、排出量等の数値目標及び目標の達成に向けた施策等について定めている計画である。

計画下における市町村の取組促進

当該施策における大阪府の役割は、市町村が円滑な分別収集を実施することができるよう技術的な援助を与えるものであり、市町村相互間の分別収集に関する情報交換の推進や、廃棄物の保管施設についても対象品目や保管容量について状況把握を行っている。

また、毎年度分別収集・再商品化量の実績値について確認し、ホームページで公表し、容器包装廃棄物の排出の抑制及び分別収集の促進に関する府民への情報提供も行っている。提供する情報には、大阪府全体の品目別の分別収集実績量や分別収集計画量及び分別収集実績量に加え、市町村別品目別分別収集実績などが含まれている。

なお、容器包装リサイクル以外の家電リサイクルや小型家電リサイクルに関しても、大阪府は市町村の取組状況について毎年把握し、ホームページで公表している。

このように、大阪府では各市町村の分別収集に関する全般的な情報は収集し、大阪府内市町村がどのような取組を行っているのか、ということは把握し、ホームページで公表している。

しかしながら、課題の残っている市町村がどこか、個別に把握されているのか、また、把握している場合は、市町村に対してどのような援助を行っているのか、ということを質問したところ、それぞれの施策については市町村の判断で実施されるものであり、府

* 3Rとは、Reduce（削減）、Reuse（再使用）、Recycle（再生利用）のこと

として課題の残っている自治体があるという認識はないという回答を得た。

これは、特定の市町村の課題を意識的に抽出し、その課題に対して大阪府がなんらかの対応を個別に検討するということは想定していないということを意味するものであつた。

c. 温室効果ガス排出量の削減の取組について

地球温暖化対策の推進に関する法律において、都道府県並びに指定都市及び中核市（施行時特例市を含む）は温室効果ガス排出の抑制を行うための施策につき「地方公共団体実行計画（区域施策編）」を策定しなければならないとしている（第21条第3項、平成26年附則第59条）。

一方、中核市未満（施行時特例市を除く）の市町村においても、温室効果ガス排出の抑制を行うための総合かつ計画的な施策を策定し、実施に努めるものとされている（第21条第1項、平成26年附則第59条）。

大阪府および大阪府下の市町村において、以下のとおり実行計画を策定している。

市町村名	策定年度 (改定予定年度)	計画期間	目標	
			基準年度	削減率
【都道府県】				
大阪府	平成26年度	平成32年度	平成17年度	7%
【指定都市】				
大阪市	平成22年度 (平成28年度)	中期：平成32年度 長期：平成62年度	平成2年度	中期：25% 長期：80%
堺市	策定なし (平成29年度)			
【中核市】				
豊中市	平成19年度 (平成29年度)	中期：平成32年度 長期：平成42年度 超長期：平成62年度	平成2年度	中期：20% 長期：40% 超長期：70%
高槻市	平成22年度	中期：平成32年度 長期：平成62年度	平成2年度	中期：25% 長期：60%～80%
枚方市	平成24年度	中期1：平成32年度 中期2：平成34年度 長期：平成62年度	平成2年度	中期1：25% 中期2：29% 長期：80%
東大阪市	平成26年度	短期：平成32年度 中期：平成42年度 长期：平成62年度	平成17年度	短期：6.5% 中期：20% 长期：60%～80%

【施行時特例市】				
岸和田市	平成23年度	短期：平成24年度 中期：平成32年度 長期：平成62年度	平成2年度	短期：15% 中期：25% 长期：80%
吹田市	平成27年度	中期：平成32年度 长期：平成62年度	平成2年度	中期：25% 长期：75%
茨木市	平成23年度	中期：平成32年度 长期：平成62年度	平成2年度	中期：20% 长期：70%
八尾市	平成21年度	中期：平成32年度 长期：平成62年度	平成2年度	中期：25% 长期：80%
寝屋川市	平成24年度	中期：平成32年度 长期：平成62年度	平成2年度	中期：25% 长期：80%
【その他市】				
和泉市	平成21年度	平成32年度	平成2年度	10%
箕面市	平成11年度	平成22年度	平成2年度	6%
摂津市	平成23年度	平成32年度	平成2年度	20%

大阪府は、大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）において、2020 年度までに温室効果ガス排出量を 2005 年度比で 7% 削減するという目標を掲げており、目標値は産業部門や民生部門などの各部門で対策を掲げ、その対策ごとの削減量を積算することで算定している。各部門の削減量は以下のとおりであるが、対策ごとの削減量は公表されていない。

部門	内容	削減量
民生（家庭）	HEMS 等によるエネルギー使用量等の見える化取組の普及、キャンペーンやセミナー等による普及啓発、照明 LED 化等による省エネ・省CO2機器の導入促進 等	247万トン
民生（業務）	温暖化防止条例に基づく取組の促進、中小事業者向け省エネ診断や商工会等の経営指導員と連携した省エネ・省CO2対策支援、省エネ性能の良い高効率機器等の導入促進 等	283万トン
産業	鉄道、バス等公共交通の利用促進等、エコカーの普及促進、おおさか交通エコチャレンジ運動等による事業者の取組の促進 等	287万トン
運輸		71万トン
その他		73万トン
合計		964万トン

(a) 各市町村の計画段階における大阪府の関与について

地球温暖化対策の推進に関する法律では、当該計画策定に関して、当該計画策定を行う市は、都道府県の地方公共団体実行計画等との整合性の確保を図るよう努めなければならないと規定している（第 21 条第 5 項）。

計画策定の整合性という観点では、環境省が提示している「地方公共団体におけ

る地球温暖化対策の計画的な推進のための手引き」があるため、これに基づき作成することで一定の整合性は図れるとのことであった。また、大阪府が策定した計画についても公表しており、それを参考に各市町村が計画を策定することでも一定の整合性は図れていると大阪府は考えている。

しかしながら、温室効果ガス削減目標の計算については、大阪府が設定する削減目標は大阪府が独自で行った試算に基づいており、各市町村の試算についても、各市町村の裁量に基づくものであるとし、大阪府の削減目標の設定方法と市町村との設定方法とは整合させてはいない。

たとえば、大阪府が試算した大阪府全体の温室効果ガス排出量の削減可能量については、たとえば大阪市が n トン、堺市が m トンの削減可能量を示したとして、大阪府全体の削減可能量は n トン + m トン + 他市町村の削減量というような試算にはなっておらず、それぞれの計算主体が独自の試算を行った結果を削減可能量として掲げ、削減努力を行っているところである。

一方で、市町村の実行計画の策定にあたっては、大阪府がオブザーバーとして計画立案に参加するなど審議状況について大阪府方針との一致などを確認している市町村もあるとのことであり、また、平成 28 年度に改定を予定している大阪市の実行計画では、計画の進捗管理を精緻にするため、大阪府と同様の指標を設定する予定であるとのことであった。

その点では、整合性の確保に努めており、大阪府は各市町村の計画策定にある程度関与し、それぞれの取組の促進を図っていると評価できる。

(b) 温室効果ガス削減可能量の計算方法について

温室効果ガス削減可能量や削減率の計算方法も統一していない状況にある。

たとえば、大阪府では、温室効果ガス排出量の推計をするにあたり、電気の排出係数を用いているが、これは、関西電力株式会社が供給した電気の発電に伴って排出された二酸化炭素の量を供給した電力量で除して算出したものを使用している。東日本大震災以降、原子力発電の稼動割合が低下し、火力発電の割合が増加した結

果、電気の排出係数は増加している状況にあり、結果、電気の使用量が同じであっても電気の排出係数が変更された場合は、温室効果ガス排出量が大きく異なる結果となる。

これについて、大阪府では電気の排出係数を固定している（前実行計画では平成 20 年度、現実行計画では平成 24 年度）としているが、各市町村がどのような排出係数を用いて、温室効果ガス削減量などを試算するのかは各市町村での判断としている。

(c) 堺市の温室効果ガス削減に関する計画の策定について

堺市は当該計画の策定を平成 29 年度に予定しており、現在策定していない状況であるが、堺市が策定していない理由を大阪府に問い合わせたところ、地方自治法上、都道府県と市町村が対等な立場にあることを前提に、地球温暖化対策推進法に基づく堺市の地方公共団体実行計画（区域施策編）については、堺市の裁量で策定すべきものと考えている、という回答があった。また、堺市が温室効果ガス削減に向けた他の総合的な計画を策定しているかについては、大阪府は把握していないところであった。

(d) 各市町村の温室効果ガス削減に関する実績把握について

市町村の年度ごとの温室効果ガス削減の実績値について、大阪府はすべてを把握していないため、市町村が策定した当該計画の進捗状況や達成状況についても把握していないところであった。これは計画期間中だけでなく、たとえば、岸和田市のように平成 24 年度に短期の計画期間が終了した市町村についても把握していないところであった。岸和田市における当該計画期間終了時、対計画で排出量が 44.8% に増加となっているが、その原因については、大阪府は把握していないとのことであった。

(ウ) 大阪府の役割に関する意見

以上のとおり、大阪府が広域にわたり施策の実施や市町村が行う施策の調整という役割を果たしている点も認められるが、大阪府の広域自治体としての、市町村への援助、

支援などをさらに発揮されたい点について確認された。

【意見 1】

大阪府は、府内市町村が実施する施策について、単に調整役としてではなく、その役割から一步踏み込み、府内市町村に対して、大阪府が把握している情報に基づき、計画策定から助言をし、また、府内市町村の事業実施に当たっては府内市町村が効果的・効率的に事業を実施できるよう技術的な助言等の支援を実施し、さらに、結果に対する支援・助言、課題の把握とその対応とともに考えていくことなど、より積極的な関与が必要である。

都道府県は、市町村を包括する広域の地方自治体として、広域事務、連絡調整事務及び補完事務の 3 種類の事務を処理するとされており（地方自治法 2 条 5 項）、また、その処理にあたって都道府県及び市町村は、その事務を処理するに当たっては、相互に競合しないようにしなければならない（同法 2 条 6 項）とされている。地方自治法 2 条 5 項の定める都道府県の事務はかなり抽象度の高いものであり、同法 2 条 6 項の相互に競合しないようにしなければならないともされていることから、都道府県が市町村との間で具体的にどのような役割分担をしていくべきかが問題となる。この点について、平成 13 年 7 月に全国知事会から発表された「地方分権下の都道府県の役割」（自治制度研究会報告書）では、都道府県の行政活動の実態を踏まえた上で、都道府県が処理すべき事務であるか否かを判断するに当たっての基準となるメルクマールとして、①産業（製品・サービスの生産・供給）に係るものであるか、②法人等に係るものであるか、③行政対象が広域的に一体のものであるか、④行政需要・行政対象が広域的に散在しているものであるか、⑤相当高度の専門性を必要とするものであるか、⑥市町村を包括する団体という性格に係るものであるか、という 6 つをあげている。そのうえで、環境分野については、その対象が一般に市町村の区域を超えた広域性を有していること（メルクマール⑥）、環境悪化の大きな要因が法人による産業活動に起因すること（同①②）、大気、水、土壤等の環境要素の状態を把握・測定するために高度な専門性を必要とすること（⑤）等から、都道府県に期待される役割が大きい分野、とされている。

この観点から各事業を検討したところは、以下に述べるとおりである。

a . 市町村のリサイクル推進事業への関与について

特定の市町村のリサイクル推進事業の課題について、大阪府は、その課題を意識的に抽出し、それに対してなんらかの対応を個別に検討するということは想定していないとのことであった。

一方で、大阪府は各市町村の取組状況を把握する中で、リサイクル推進の成果があがっている市町村の具体的な取組内容や、各市町村が直面している課題などの情報は十分に保有していると考えられる。

このように総括的な情報を保有している大阪府は、各市町村の課題を客観的に指摘するとともに、その課題の解決策を総合的な情報の中から検討することが、市町村が円滑な分別収集を実施することができるよう技術的な援助を与えるという本来の大阪府としての役割ではないかと考える。

b . 市町村の温室効果ガス排出量の削減の取組への関与について

大阪府や各市町村が算出した温室効果ガス排出量削減可能量は、計算主体がそれぞれの計算方法で試算しているものの、市町村の計画策定にあたり大阪府が一定の協議や支援をしていることは前述したとおりである。

しかしながら、以下の点において、大阪府と各市町村との十分な連携が行われておらず、大阪府全体として効率的で計画的な温室効果ガス排出量の削減への取組ができるていよいといえ、検討の余地があるのではないかと考える。

(a) 各市町村の計画段階における大阪府の関与について

前述したとおり、大阪府の削減目標の設定方法と市町村との設定方法とは整合させていなかった。

確かに、各市町村における温室効果ガス排出に関する環境はそれぞれ違うものであり、すべての計画策定を大阪府と一致させることはできない。

しかしながら、現状のような設定方法では、たとえば特定の市町村の削減量が当該市町村の掲げた目標値に大きく達しなかった場合であっても、大阪府は独自で目標値を

設定しているため大阪府は大阪府独自で目標の達成を目指し、達成する可能性がある。このような状況においては、大阪府内市町村が一体となって温室効果ガス削減目標を達成しようとする動機づけに欠けているのではないかと考えられる。

そのため、可能な限り大阪府の目標設定と同様の対策指標などを各市町村が設定し、その指標ごとに温室効果ガス排出量の削減可能量を計算し、実績値と比較することで、大阪府は指標ごとの目標達成状況を把握し、その分析に基づき、課題への対応策を検討し、各市町村に対策などの支援・助言ができるのではないかと考えられる。

(b) 温室効果ガス削減可能量の計算方法について

上述した削減目標の設定方法と同じように、温室効果ガス削減可能量の計算方法について、大阪府や各市町村で統一できていない。

たとえば排出係数のように目標削減量の計算に大きく影響する項目については、その計算方法の考え方について一定の整合性を持たすべきであると考える。

計算方法が各計算主体で異なっている結果、計画段階の削減可能量や実績段階の削減量を各市町村横並びで確認することができないため、大阪府が各市町村の進捗を把握したり、府民が市町村の情報を確認したい場合に、有用な数字になっていないのではないかと考える。

そのため、温室効果ガス削減量の計算仮定に関して影響が重要な部分は、各計算主体で整合性をとるべきだと考える。

(c) 堺市の温室効果ガス削減に関する計画の策定について

堺市は温室効果ガス削減計画を監査時点では策定しておらず、また、大阪府も堺市の当該計画や実績については把握していないところであった。

確かに、堺市は地方自治法上、大阪府と対等な立場にあり、大阪府が把握する権利や義務はないのかもしれない。

しかしながら、堺市は大阪府内の市町村では大阪市に次いで大きな市であり、その計画は大阪府全体の目標達成に大きく影響するといえるし、また、対等ではあるが協力関係にあることは他の市町村とも同様であり、計画設定方法等について十分に協議

し、大阪府全体の目標を達成するにあたって、堺市の役割を明確にする必要があるのではないかと思われる。

そこで、大阪府は温室効果ガス削減を大阪府全体で取り組むべき課題であることを踏まえて、堺市であっても、計画策定、実績把握・進捗管理、課題の共有や解決方法の検討にあたっては技術的な助言等の支援をさらに実施すべきである。

(d) 各市町村の温室効果ガス削減に関する実績把握について

市町村の年度ごとの温室効果ガス削減の実績値については、大阪府は把握していない状況にある。また、岸和田市の短期計画期間終了時に計算された対計画比 44.8%の排出量増加となっている原因も、大阪府は把握していないとのことであった。このため、大阪府は各市町村の実績を把握し、各市町村の計画とのかい離原因分析、その後の事業展開などの検討にあたっては積極的な助言・支援をしていないところである。

大阪府全体の削減目標を達成するためには、各市町村が策定している計画の進捗管理や、その実現が必要であろうことから、大阪府が各市町村の実績把握や分析をしないことは理解しがたい。

これは、先から述べているが、計画策定方法についても大阪府と各市町村との間で整合させていないというところに通じると考えられる。

計画策定にあたって計算方法などをそれぞれ整合性させた形で実施していれば、大阪府が各市町村の実績把握し、対計画の分析を実施し、その後の事業展開を検討する土台ができ、大阪府と府内市町村が一丸となってさらなる効果的な温室効果ガス削減を実現することが期待される。

そのため、上述した計画段階の整合性を図ることを検討するとともに、大阪府が各市町村の実績や進捗状況を把握し、各市町村が実施する事業に対して助言・支援することが望まれる。

c. 確かに、自己責任のもと権限移譲されている市町村の裁量を重視することは重要であるが、環境問題が市町村の区域を超えた広域性を有していること、専門性が高い分野で

あり各市町村の補完的な業務を大阪府が担っていることを考えると、上述した課題のような観点からは、大阪府としての本来の役割を十分には果たせていないし、また、全体最適な課題解決ができていないのではないかと懸念される。

また、大阪府が掲げているあらゆる主体が参加・行動し環境を保全する社会を形成するという目標を達成するにはまず、地域住民に根差して活動をしている市町村に対して、大阪府が広域的行政の観点から、情報把握や情報共有という役割だけでなく、そこから一步踏み込み、大阪府が把握している情報に基づき、計画策定からの積極的な助言をし、その取組状況について活動しやすい仕組みを構築し、また、結果に対する支援・助言、課題の把握とその対応をともに考えていくことが必要ではないかと考える。

これらは、大阪府全体の環境状況を把握しているのは大阪府だけであり、大阪府が有する総合的な情報や知見を各市町村の事業計画・実施に当たって大いに活用してもらいたいという趣旨である。

これについて地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条 11 項では、「都道府県及び指定都市等は、地方公共団体実行計画を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の送付その他の協力を求め、又は温室効果ガスの排出の抑制等に関し意見を述べることができる」とされており、大阪府と各市町村とはやはり深い協力関係にあるべきとしている。大阪府全体としての温室効果ガス削減目標達成を実現すべく、当条項の趣旨に基づき、大阪府の府内市町村に対するさらなる支援を期待する。

なお、大阪府の役割については、大阪府環境審議会などでも会議の中でも議論されている。たとえば、平成 24 年 8 月 16 日の大阪府環境審議会環境総合計画部会において、一般廃棄物を減量するための大阪府の役割について言及されており、ここでもやはり、大阪府として市町村の調整業務のみならず、一步踏み込んだ積極的な関与が必要ではないか、という点について議論されている。

(2) 府民や事業者への情報発信

ア. 環境情報の効果的な発信について

(ア) 環境情報の発信方法について

「平成27年度における環境の状況並びに豊かな環境の保全及び創造に関する施策」として、効果的な環境施策情報発信を掲げている。

これは、「おおさかの環境ホームページ エコギャラリー」を通して、環境モニタリング情報等を発信し、府民・事業者・民間団体等の環境保全活動を促進することを目的とし、水質・大気等の環境モニタリング結果、環境審議会の審議内容、過去の環境白書、条例・計画の情報等、幅広い環境情報について積極的に発信している。

また、エコギャラリーでの情報発信を行っているほか、各担当室課が各事業の性格に適した広報手法を検討し、個別に発信方法を判断しており、府政だよりやパンフレット等の紙媒体のほか、facebook、ツイッター、職員ブログ、メールマガジン、ホームページ等の電子媒体の手法により、それぞれ発信している状況にある。

なお、環境農林水産部環境農林水産総務課広報担当者を置いているが、担当者の業務は、以下のとおりである。広報手法の選択については、府政情報室が管理している「手続・催し総合案内（ピピッとネット）」に入力することとされており、その際、必要に応じて環境農林水産総務課広報担当と広報媒体について確認・調整を行い、広報手法の検討を行っている。

部における政策の広報、広聴並びに情報の公表の企画及び総合調整に関すること。
部における政策の推進に係る広報活動に関するこ

府民お問合せセンターに関するこ

部における政策のパブリックコメント手続に関するこ

部における報道機関との連絡調整に関するこ

知事記者会見に関するこ

部における報道発表資料に関するこ

a. おおさかの環境ホームページ エコギャラリー

おおさかの環境ホームページ エコギャラリーは、大阪府の実施する環境事業、環境イベントなどを集約し、府民に対して網羅的な情報を発信している。環境事業について府民の興味が深いと考えられるトピックス（地球温暖化対策、省エネ、アスベスト対策な

ど）ごとに閲覧することができる仕様となっている。

ページビュー数（主なページ）は平成26年度約17万件、平成27年度約16万件、エコギャラリー（総ページビュー数）がそれぞれ約6.6万件、5.7万件と、閲覧数が減少している。

また、更新日は平成28年5月2日（平成28年10月末時点）となっており、半年程度更新されていない状況にあるようにみえるが、トップページが半年程度更新されていないだけであった。

これについて、当該ホームページがリンク集であるところ、リンク先の変更履歴やトピックについての情報はトップページには表示されていないところである。

このようにエコギャラリーは大阪府の環境事業などの情報が網羅的に把握できる反面、ホームページという性質からも府民などが能動的にアクセスしなければ情報を得られないという点で双方向に効果的な情報発信には工夫が必要である。そのため、ホームページの見直しはもちろんのこと、SNSなどの広報ツールの利用により、環境施策の広報を行っている。

他方で、府民が大阪府から環境情報を受け取っているか、という点について、平成28

年1月26日に大阪府に居住する15歳以上1000名に対して、以下のアンケートをとっている。

【インターネットによる情報提供について】

大阪府やその他の行政、企業、団体は、ホームページやメーリングリストなど、インターネットにより、環境の汚染状況や、環境保全の方法、環境関係のイベント、行政や企業、団体の環境への取り組み状況などの情報を提供しています。あなたは、これらの取組みをどの程度知っておられましたか。

(選択肢)

1. (大阪府やその他の行政、企業、団体による) インターネットの情報を見て、環境問題について考えたり、取り組んだことがある
2. 情報を見たことはあるが、特に環境問題を意識することはなかった
3. 情報を見たことはないが、インターネットに情報源があることは知っている
4. インターネットの情報源の存在は知らないが、興味や関心はある
5. インターネットの情報源の存在は知らないし、興味や関心は全くない

【パンフレット、チラシ、広報誌などによる情報提供について】

大阪府やその他の行政、企業、団体は、パンフレット、チラシ、広報誌などにより、環境関係の話題、環境保全の方法や注意事項、環境関係のイベント、行政や企業、団体の環境への取り組み状況などの情報を提供しています。あなたは、これらの取組みをどの程度知っておられましたか。下に挙げた大阪府の例も参考にお答えください。

(選択肢)

1. (大阪府やその他の行政、企業、団体による) 環境に関するパンフレットなどを見て、環境問題について考えたり、取り組んだことがある
2. パンフレットなどを見たことはあるが、特に環境問題を意識することはなかった
3. パンフレットなどを見たことはないが、興味や関心はある
4. パンフレットなどを見たことはないし、興味や関心は全くない

この結果、インターネットによる情報提供について、の回答結果は、インターネットの情報源の存在は知らないが、興味や関心はあるが37%と最も高く、その次にインターネットの情報源の存在は知らないし、興味や関心は全くない、が26.6%であった。この結果を見ると、インターネットの情報源を見たことがないという回答率は85.4%であり、エコギャラリーなどの府民側から情報を入手する広報手法では府民への情報提供という観点からは不十分であることが確認された。

これについて、エコギャラリーの存在自体をSNSでは平成25年度以降発信していないとのことであり、エコギャラリーは環境施策などに興味のない層にとっては目に留まらない存在であり続けることとなってしまうおそれがある。

また、パンフレット、チラシ、広報誌などによる情報提供についてというアンケート

結果では、パンフレットなどを見たことはないが、興味や関心はあるが53.8%と最も高く、その次にパンフレットなどを見たことはないし、興味や関心は全くないが32.5%であった。

この結果も、インターネット情報源と同じく、パンフレット等を見たことがないという回答率が86.3%であり、広報の効果が十分に發揮されていないと考えられる。

選択肢	回答率
(大阪府やその他の行政、企業、団体による) インターネットの情報を見て、環境問題について考えたり、取り組んだことがある	4.4%
情報を見たことはあるが、特に環境問題を意識することはなかった	10.2%
情報を見たことはないが、インターネットに情報源があることは知っている	21.8%
インターネットの情報源の存在は知らないが、興味や関心はある	37.0%
インターネットの情報源の存在は知らないし、興味や関心は全くない	26.6%

選択肢	回答率
(大阪府やその他の行政、企業、団体による) 環境に関するパンフレットなどを見て、環境問題について考えたり、取り組んだことがある	4.4%
パンフレットなどを見たことはあるが、特に環境問題を意識することはなかった	9.3%
パンフレットなどを見たことはないが、興味や関心はある	53.8%
パンフレットなどを見たことはないし、興味や関心は全くない	32.5%

b . Facebook、twitter (SNS ツール)

大阪府では全庁公式の SNS (Facebook、twitter) を有しており、これは府政情報室が管理している。大阪府全体の SNS における環境分野での情報発信件数（平成 28 年度は平成 28 年 11 月 14 日時点の件数）は以下のとおりとなっており、平成 28 年度は途中時点の件数であるものの、twitter への投稿件数は減少傾向にある。

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
大阪府公式 Facebook	15	31	38	37
大阪府公式 twitter	78	95	54	13

c. 大阪府庁職員ブログ

大阪府では、脱お役所の戦略的広報の一環として大阪府庁職員ブログ開設している。

ここでは、府民と府庁との垣根をなくし、距離を縮め、府民に府政への興味を持つてもらうことを目的として、職員が直接府民のみなさんにPRできる場として活用している。

これは、府政の広報担当である府政情報室への掲載手続きなしで、所属上長の承認のみで掲載することができるため、実際に業務に携わっている職員が、直接府民に対して情報を発信できる場となっている。



環境農林水産部の平成 27 年度から現在までの投稿内容は、以下のとおりであり、府民が興味を持ちそうなタイトルが多く、府民と府庁との垣根をなくす情報発信が認められた。

しかしながら、平成 27 年度の投稿数は 27 件である一方、平成 28 年度は 11 月 11 日現在で 5 件（平成 27 年度同期 21 件）となっており、投稿数が著しく減少している。

また、平成 27 年度では出展のお知らせと対になって、出展報告が投稿されているが、平成 28 年度では出展と報告が一緒に投稿されるなど、丁寧な情報発信が継続していないのではないかと懸念される。

平成28年11月2日	微小粒子物質（PM2.5）の濃度が高くなりやすい時期に入ります
平成28年8月9日	「みつけてサイエンス さわってテクノロジー」でエコカーを展示しました！
平成28年7月8日	「第8回魚庭（なにわ）の大漁旗デザインコンクールを実施しています！」
平成28年6月9日	「知ろう！学ぼう！大阪南港エコフェスタ2016」にエコカー・エコドライブ・エコカードを出展！
平成28年4月19日	今年も府内三ヶ所で潮干狩り上がオープンしました！
平成28年3月29日	大阪府の化学物質に関する届出等を取りまとめました！！
平成28年3月10日	「春の訪れを告げるイカナゴ新子漁」
平成28年1月5日	エコドライブセミナー・エコドライブ実車講習会を開催しました！
平成28年1月4日	おおさか交通エコチャレンジ賞表彰式を開催しました！
平成27年12月25日	「クルマ大集合！」に参加しました！
平成27年12月14日	水素ステーション現地見学会を開催しました！Part3
平成27年10月26日	微小粒子状物質（PM2.5）の濃度が高くなりやすい時期に入ります。
平成27年10月20日	第5回「来て見て体験in村野浄水場」にブース出展します。
平成27年10月16日	水素ステーション等現地研修会を開催しました！Part2
平成27年9月18日	第2回 大漁 いわしとしらすの親子まつり
平成27年9月4日	なんばパークスでのワークショップ出展の報告
平成27年8月24日	なんばパークスでワークショップに出展します！
平成27年8月13日	水素ステーション等現地研修会を開催しました！
平成27年7月24日	「大阪サウンドマップ」がラジオで紹介されます！
平成27年7月9日	第7回魚庭（なにわ）の大漁旗デザインコンクールを実施しています！
平成27年7月2日	中之島漁港のイベントに大阪産（もん）が登場しました！！
平成27年6月29日	海水浴場のご案内
平成27年6月26日	中之島漁港に大阪産（もん）活魚が登場します！
平成27年6月22日	知事もエコカーを体感！！「知ろう！学ぼう！大阪南港エコフェスタ2015」に出演しました！
平成27年6月16日	「知ろう！学ぼう！大阪南港エコフェスタ2015」のご報告
平成27年6月9日	「知ろう！学ぼう！大阪南港エコフェスタ2015」に出演します！
平成27年6月4日	「第10回 大阪湾セミナー」開催のお知らせ
平成27年6月3日	『知ろう！学ぼう！大阪南港エコフェスタ2015』にブース出展します。
平成27年6月3日	「アユ釣りで涼みませんか？」
平成27年5月29日	映画「パイレーツ」とのタイアップについて
平成27年4月28日	北大阪水素ステーション開所式を開催しました！
平成27年4月15日	4月18日（土）に府内三ヶ所で潮干狩り場がオープンします！

d. 環境農林水産部独自の広報（メールマガジン、SNS）

部独自の広報として、メールマガジンやSNSを利用して発信を行っている。メールマガジンは、環境イベント情報配信サービス、おおさか自動車環境ニュース、STOP！温暖化 おおさかメールマガジンを中心に配信されている。また、FacebookとtwitterのSNSでは環境交流パートナーシップ事業について投稿されている。

これらの発信件数や、投稿件数は以下のとおりである。

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
メールマガジン	44	37	40	29
Facebook	-	-	-	9
twitter	-	-	-	9

(イ) 環境情報の発信方法の課題について

【意見2】

大阪府は、従来型の府民側が情報をとりにいくようなホームページについては、リンクごとの更新状況の掲載やトピック事項の掲載をトップページにするなどの充実を図り、府民側が気軽に情報を入手できるSNSなどを効果的に利用した情報発信をすることが望まれるとともに、広報担当者の役割をさらに強化し、広報結果の総合的な分析を実施し、どの広報手法が最も効果的であるかについてさらなる検討をされたい。

大阪府環境基本条例第5条において、日常生活において、豊かな環境の保全及び創造に資するよう自ら積極的に努めるとともに、府又は市町村が実施する豊かな環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有すると府民にまで責務を課している。

この点からしても、環境行政は、府民の環境問題に対する関心を高め、環境行動を実践する機会を提供することが重要であるといえる。また、近年では、微小粒子状物質や石綿の飛散状態など府民の環境意識・健康意識の高まりもあり、安心・安全に関する情報発信がタイムリーに必要となっている。

府民側が情報をとりにいくようなホームページについては、アンケート結果で確認されたとおり、府民は環境施策についてのなんらかの情報を欲しているものの、大阪府からの広報施策は結果として、府民に届いていない状況にある。

そのため、主なリンク先の更新状況や最近のトピック事項をトップページで公表するなど、ホームページの内容の充実を検討すべきと考えられる。

また、府民側が情報を取得しやすいSNSツールの積極的な利用とともに、ホームページをSNSなどにリンクさせたり、また逆に、ホームページにSNSをリンクさせたりすることにより、府民が情報を入手しやすい土壤を作るべきと考えられる。

さらに、これら広報手法の選択については、各担当課が独自に実施している状況となっているが、各種広報結果について、職員ブログ、エコギャラリーについては、ページビュー数を確認したり、メールマガジン、SNSについても、適宜登録件数、リツイート数を確認しながら運営を行っているとのことであった。当該分析の結果等を参考に広報

担当者が、各担当課に対して有効な広報方法を提案するなど、広報担当者の役割を充実させることも期待するところである。

イ. 民間が活用できる制度の周知のあり方、民間参入の促進等

(ア) 大阪府再生可能エネルギー等導入推進基金事業について

大阪府再生可能エネルギー等導入推進基金事業は、東日本大震災と原子力発電所の事故を機に、全国でエネルギー需給のひっ迫についての不安が増大し、再生可能エネルギーを活用した自立・分散型電源のエネルギーシステムの導入による「災害に強く、低炭素な地域づくり」が全国的な課題となつたため、国による「平成25年度再生可能エネルギー等導入推進基金（以下、「GND基金」という。）」を活用し、府有施設とともに、府内市町村及び民間事業者からの申請に基づき、各所有の避難所や防災拠点等において災害時等の非常時に必要なエネルギーの確保と再生可能エネルギーや蓄電池等を活用した災害に強い自立分散型のエネルギーシステムの導入を進めることを目的とした事業である。

国から配分を受けた19億円について、府が基金を造成し、平成25年度から平成27年度までの3年間で、府有施設の再生可能エネルギー等の導入のほか、市町村（政令指定都市を除く）の公共施設や民間施設（大阪市に存する施設を除く）の再生可能エネルギー等の導入に対し補助を行った。

補助対象施設及び補助率等は以下のとおりである。

対象施設	市町村（政令市を除く）施設	民間施設
対象設備	設置する設備の規模は災害時に必要となる最低限のもの ① 太陽光発電及び蓄電池を設置 ② 太陽光以外の再生可能エネルギー等設備を導入 ・避難所に通じる道路へのLED街灯（太陽光発電）の設置 ・避難所への木質バイオマスを活用した暖房設備の導入等	災害時において地域の防災拠点となりうる施設等（※）の設備で、太陽光発電及び蓄電池やその他の再生可能エネルギー等設備 (※) 例. 地域防災計画に位置付けられた災害拠点病院、避難所として指定を受けている私立学校、防災に関する協定を締結しているコンビニエンスストア、スーパーなど
実施方法	市町村からの公募を行い、応募施設の中から事業評価委員会において選定	民間事業者からの公募を行い、応募施設の中から事業評価委員会において選定
補助率	10/10	1/3 （補助上限額は1施設700万円）

GND 基金事業の実施期間中 4 回に亘り公募が実施され、事業評価委員会による審議を経て公募案件すべてが採択されたが、実施施設は、府有施設が 10 施設、市町村施設が 95 施設（28 市町村）、民間施設が 2 施設となっている。

大阪府は、ホームページへの掲載及び報道提供による周知をしたほか、SNS ツールを活用した情報発信は行われていないものの、対象となり得る民間事業者（病院、学校（私立）、福祉施設、津波・洪水非難ビル等）に対し、各団体組合等に直接訪問し、これらを通じて周知を図るという取組がなされた。しかし、民間施設については、補助率が 3 分の 1 のみであることもあり、補助件数は少ない結果であった。

（イ）みどりづくり推進事業

みどりづくり推進事業は、地域の緑化組織（地域住民、PTA、民間企業、NPO 等で構成される当該地域の緑化活動を実施する組織）が協働で行う樹木の植栽、幼稚園園庭の芝生化、花壇づくり等の地域の緑化活動に対して、その活動経費の一部（補助率 2 分の 1 以内、上限は 300 万円）を助成する事業である。

平成 27 年度の予算 800 万円に対し、補助実績は 1 件（社会福祉施設での屋上部の芝生化）約 81 万円と少ない結果となっている。

また、平成 28 年度において、応募条件等は平成 27 年度と同様である。

他の都道府県ではあまり実施されていない事業とのことであり、是非、実績をあげてほしい助成事業である。大阪府では、各農と緑の総合事務所を中心に対象となる施設に対し、個別に直接働きかけを行っていたものの、平成 28 年 10 月の監査時点において平成 28 年度の補助実績はまだない状態であった。しかし、平成 28 年度第 3 回の募集（平成 28 年 11 月 1 日から 22 日実施）において、大阪府教育庁私学課や大阪府社会福祉協議会を通じて各団体への周知を行うとともに、各農と緑の総合事務所から対象となる施設への働きかけを改めて行った結果、2 件の申請があり採択され、対象施設へより積極的に働きかけを行った効果が出ている。

また、SNS ツールを活用した情報発信は行われていない。

（ウ）ヒートアイランド対策普及支援事業

事業者が府内の事務所の新築、改築、大規模修繕を行う際に、ヒートアイランド対策技術を一定規模盛り込んだものについて、当該工事に係る資金を、府と連携した金融機関から借入利率の優遇や低利な長期固定金利を活用できるという制度である。

優遇措置が受けられる関係金融機関及び借入利率の優遇は以下のとおりである。

金融機関	優遇の内容
商工中金（大阪、梅田、船場、堺、東大阪、箕面船場の各支店）	借入利息の利率優遇（0.2%）
日本政策金融公庫（全国の支店）	長期固定金利（最大15年間）

これまでの支援実績は、平成22年度の1件（事業所ビル屋上の断熱化、高反射シート、高反射塗料の施工に対し、商工中金にて通常金利より0.2%を優遇）のみと極めて少ない。実績が少ない原因は、普及支援事業の認知度が低いことが課題と考えられ、認知度の向上のため、府では、大阪HITEC技術セミナーや温暖化防止条例に係る評価制度説明会などのセミナー、説明会等の機会をとらえて、周知に努めている。また、「STOP！温暖化おおさかメールマガジン」による情報発信を行っており、直近では、2016年4月18日配信の第109号で発信しているが、監査時点（平成28年11月末）において、実績は伸びていない。

（エ）意見

【意見3】

大阪府は、民間の利用の少ない補助事業について、民間事業者に活用されていない状況を開拓するためにも、府域の補助対象となる民間事業者に対し直接情報提供をより積極的に行うことや、前述のSNSツールも一つの手段として積極的に活用すべきである。

各種の大坂府の補助、支援制度について、民間事業者の利用度を確認したところ、上記の3事業については特に民間事業者の利用が少なかった。

みどりづくり推進事業の平成28年度第3回の募集のように、府域の補助対象となる民間事業者に対する直接の情報提供をより多くの機関等を通じて行うなど補助対象者へ直接働きかける機会を増やすことや、前述のSNSツールも一つの手段として積極的に活用し、民

間事業者への更なる周知を図られたい。

ウ. 府民や事業者への啓発をより意識した環境情報の発信について

(ア) 府民や事業者への啓発のために必要とされる環境情報の発信

大阪府の環境をよりよいものにしていくためには、府民や事業者の自主的な取組が必要であるが、この自主的な取組を促すために、大阪府による適切な情報発信、情報公開が不可欠である。大阪府環境基本条例をはじめ様々な法律や条例で府の責務として環境情報の発信の重要性が定められている（環境基本条例第9条、13条、15条など）。

前記のとおり、大阪府はホームページを中心として様々な手段・媒体を使って環境情報を発信しているが、府民や事業者への情報提供、啓発という観点からは、次の2つの観点からの情報発信が行われているかが重要と考える。

【時間軸を意識した情報発信】

すなわち、1つは、過去から現在にかけて、大阪府の環境の状況が改善しているのか、それとも悪化しているのか、大阪府が立てた計画が進捗をしているのか、という時間軸を意識した情報発信である。

【他の自治体との比較を意識した情報発信】

もう1つは、他の都道府県や、大阪府と同じような大都市と比べて大阪府の環境の状況が優れているのか、それとも劣っているのか、という他団体との比較を意識した情報発信である。これらの情報が発信されることによって、府民や事業者の環境に対する意識が高まり、環境改善に対する自主的な取組が進むことが期待できる。

そこで、以下、この2つの観点から大阪府のホームページ上の情報を中心に見ることとする。

(イ) 過去から現在にかけての時間軸を意識した情報発信について

a. 環境の状況についての情報発信

大阪府の環境に関するホームページのポータルサイトであるエコギャラリーのメニューにある「環境の状況」に入ると、総合、大気、水質、地盤、化学物質、騒音・振動、環境保全目標という各項目が設けられている。総合には昭和46年版から平成27年版ま

での環境白書をはじめ、各種報告書やデータ集がアップされている。また、それぞれの分野毎にも関連する情報が整理されアップされている。

毎年公表される環境白書には、冒頭に大阪の環境の状況が図表やグラフなどを使って説明され、時間軸を意識して年々のデータなどが分かる内容となっている（本監査報告書の 49 頁以下で引用した図表やグラフはこの引用）。また各分野別のホームページでも環境に関する年々のデータにアクセスできるようになっている。

このように環境の状況についての情報発信は時間軸を意識した内容になっている。

b. 大阪府が立てた計画の進捗についての情報発信

大阪府は環境全般に関する新環境総合計画と個別分野での計画を立てている。そして、後に述べるように新環境総合計画の PDCA サイクルを環境審議会の外部専門委員の意見を踏まえてを行い、その結果をホームページで公表し、毎年改善を行ってきている。また、個別分野での計画についても同様に PDCA サイクルを回し進捗状況をホームページなどで公表している。

このように計画の進捗についての情報発信も時間軸を意識した内容になっている。

c. 大阪府が計画を新たに策定したり、計画を変更した際の情報発信

上記 b にあるように、大阪府は環境分野について立てた計画の進捗について時間軸を意識して情報公開を行ってきているが、大阪府の各種計画は数年間が対象期間とされており、期間が来ると新たな計画が策定されている。また、PDCA サイクルを回す中で対象期間の途中であったとしても計画変更がされる場合もある。このように計画が新たに作られた場合、前の計画の進捗状況、前の計画から新たな計画でどの部分が変更されたのか、その理由はどのようなものであったのか、という情報は時間軸を意識した情報発信という観点からも、また大阪府の府民に対する説明責任という観点からも重要であろう。

この点、①新環境総合計画は平成 23 年 3 月に平成 32 年度までを対象期間として策定されているが、平成 27 年 6 月に計画の見直しがされている。また、②地球温暖化対策実行計画（区域施策編）は平成 27 年 3 月に新たな計画が平成 32 年度までを対象期間として、③循環社会推進計画は平成 28 年 6 月に新たな計画が平成 32 年度までを対象期間と

して、それぞれ策定されている。

そこで、大阪府のホームページ上で、これらの計画変更を中心に分かりやすく情報発信がされているかどうか、見ていきたい。

(a) 新環境総合計画について（平成 27 年 6 月の見直し）

＜新環境総合計画の平成 27 年 6 月の見直し＞

平成 26 年 11 月、環境審議会から、①計画の一部の目標、施策・事業の展開や工程について国の施策等を踏まえて、また、より施策効果が高まるよう、見直しを行うこと、②「低炭素・省エネルギー社会の構築」の分野において、新たな計画との整合性を図ること、という意見を受けて見直されたものである。

＜新環境総合計画のホームページ上の情報＞

大阪府の新環境総合計画を紹介するホームページには、トップページには、「計画の一部見直しの経過」という欄が設けられており、当該ページを見れば、計画の見直しに至った環境審議会環境総合計画部会における検討の経過の概要や、それを受け環境審議会から出された計画の一部見直しについての意見の概要が分かるように工夫されている。

そして、最終的な見直しの概要・主な見直し内容が PDF ファイルと Word ファイルで掲載されている（下記は見直しの概要についてのホームページからの抜粋）。さらに詳細を知りたい府民は、上記の経過の記載内容をもとに環境審議会のホームページの該当箇所を見ることによって知ることができるよう工夫がされている。

【大阪府のホームページからの抜粋】

○各分野における目標（2020年）と見直し箇所

分野	現行の目標（2020年）	見直し内容
II-1 低炭素・省エネルギー社会の構築	<p>○国の取組と連動し、1990年度比で25%の温室効果ガス排出量を削減する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 府域で保有される自動車のうちエコカーの割合を50%に増やす。 府域の太陽光発電の導入によるCO₂削減量を2009年度比で30倍以上に増やす。 	<p>○温室効果ガス排出量を2005年度比7%減 (削除) ※個別の目標は大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に記載。</p>
II-2 資源循環型社会の構築	<p>○資源の循環をさらに促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物：リサイクル率を倍増する。（2008年度比） 産業廃棄物：リサイクル等の推進により、最終処分量をさらに削減（2010年度実績を踏まえて定める） <p>○リサイクル社会を実現するための府民行動を拡大する。</p> <ul style="list-style-type: none"> リサイクル製品を購入している府民の割合を倍増する。 資源物を分別している府民の割合を概ね100%にする。 	<p>(変更なし)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物：(変更なし) 産業廃棄物：リサイクル等の推進により、最終処分量を48万トン以下とする。 <p>(変更なし)</p> <ul style="list-style-type: none"> (変更なし)
II-3 全てのいのちが共生する社会の構築	<p>○生物多様性の府民認知度を70%以上にする。</p> <p>○生物多様性の損失を止める行動を拡大する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 活動する府民を30%増加する。（7万人→9万人） 保安林や鳥獣保護区等の地域指定を新たに2000ha拡大する。 	<p>(変更なし)</p> <p>(変更なし)</p> <ul style="list-style-type: none"> 活動する府民の割合を倍増する。（2014年6.0%） (変更なし)

○各分野における施策部分の見直し箇所

<II-1 低炭素・省エネルギー社会の構築>

【施策の方向】欄

- 「産業・業務、住宅・建築物、運輸・交通の低炭素化に向けた取組み推進」
⇒ 「家庭、産業・業務、運輸・交通の低炭素化に向けた取組み推進」に見直し。
・「地球温暖化に対する適応策、ヒートアイランド対策の推進」を追加

【主な施策】欄

- H27.3に策定した大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）にあわせ、地球温暖化に対する適応策の記述の追加等見直し。

<III 魅力と活力ある快適な地域づくりの推進>

- H27.3に策定した「おおさかヒートアイランド対策推進計画」にあわせ、「ヒートアイランド現象の緩和」の項を「ヒートアイランド対策」として、ヒートアイランドに対する適応策の記述の追加等見直し。

○表現の見直し箇所 「IV 《施策推進に当たっての視点》環境と成長の両立に向けて」

⇒ 「IV 《施策推進に当たっての視点》持続可能な環境・経済・社会の実現」

○その他、各分野の工程表を修正

(b) 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（平成27年3月新たな計画の策定）

<平成27年3月の新たな計画と旧計画の目標について>

旧計画は平成24年3月に平成26年度（平成27年3月）までの計画として立てられていた。現在の計画は旧計画の期間満了の平成27年3月に策定されている。両計画の目標を比較すると次のとおりである。

【計画の目標の比較】

	旧計画（平成24年3月策定）	現計画（平成27年3月策定）
対象期間	平成24年度～26年度まで	平成27年度～平成32年度まで
目標	平成26年度までに温室効果ガス排出量を基準年度比で15%削減する。 ※基準年度：二酸化炭素、メタン、及び一酸化二窒素は平成2年度、代替フロン等は平成7年度 ※電気の排出係数は関西電力の平成20年度の値を用いて設定	平成32年度までに温室効果ガス排出量を基準年度比で7%削減する ※基準年度：平成17年度 ※電気の排出係数は関西電力の平成24年度の値を用いて設定

【基準年度について】

上記の表にあるように旧計画と現計画では温室効果ガス排出量の削減目標を比較する基準年度が異なっている。この点の理由を大阪府に確認したところ、基準年度は国が国際的に約束した削減目標の基準年と合わせており、平成24年3月に策定した旧計画は、京都議定書の基準年度の平成2年度に合わせているのに対し、平成27年3月に策定した現計画は、平成25年11月に開催されたCOP19において約束した日本の削減目標の基準年度に合わせている、とのことであった。

【電気の排出係数が変更されている点について】

同じく上記の表にあるように旧計画と現計画では電気の排出係数が平成24年3月に策定した旧計画は、平成20年度の値(0.335kg-CO₂/kWh)を用いて設定しているのに対し、現計画では平成24年度の値(0.514kg-CO₂/kWh)を用いて設定している。この点の理由を大阪府に確認したところ、概要、次のような回答であった。

温室効果ガス排出量を推計するにあたっては、電気の排出係数を用いる必要があるが、この排出係数は毎年の電源構成により変動することとなる。大阪府で使用している電気の排出係数は、関西電力が供給した電気の発電に伴って排出された二酸化炭素の量を供給した電力量で除して算出したものを使用している。平成23年3月の東日本大震災以降、原子力発電の稼働割合が低下し、火力発電の割合が増加した結果、電気の排出係数は増加している。そして、平成24年3月に策定した実行計画については、東日本大震災の影響から、電源構成の将来想定が困難であったため平成20年度の排出係数に固定した。これに対し、平成27年3月に策定した実行計画

では、推計値が出ている温室効果ガスの直近年（平成 24 年度）の排出係数に固定した、とのことであった。

【旧計画の達成状況について】

府内の平成 26 年度の温室効果ガス排出量は 5705 万トン（平成 2 年度比 4.3% 減少）であるが、旧計画では電気の排出係数を平成 20 年度の値を用いることが前提とされており、これを用いると 4715 万トン（平成 2 年度比で 20.9% 減少）で旧計画の目標である 15% 減を達成している、ということである。このように実際の温室効果ガスの排出量は 4.3% 減少に留まっているが、電気の排出係数が東日本大震災の影響により大幅に上昇しているなかでも 4.3% 減少しているのは、計画に基づく各種取組により電気使用量の減少等に伴いエネルギー起源の二酸化炭素排出量が減少していることによる。

旧計画の目標	平成26年度の状況
電気の排出係数を平成20年度の値を用いて平成26年度までに温室効果ガス排出量を基準年度（平成2年度）比で15%削減する。	電気の排出係数を平成20年度の値を用いて基準年度（平成2年度）比で20.9%減少 ⇒目標達成

<実行計画（区域施策編）を紹介するホームページ上の情報について>

地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を紹介するホームページのトップページには、冒頭で地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を平成 27 年 3 月に策定したことを紹介したうえで、計画の位置付け、計画の期間、計画の目標、各部門（家庭、業務、産業、運輸、再生可能エネルギー・省エネルギー機器の普及促進等、適応策の推進）の取組、計画の進行管理などのポイントが簡潔に掲載されており、分かりやすい内容になっている。

この点、冒頭部分には、実行計画（区域施策編）そのもの（PDF ファイルとワードファイル）に加え、府民からの意見・提言募集の結果や、参考資料として実行計画（区域施策編）の概要版と旧計画を紹介するホームページへのリンクが貼られている。

他方、実行計画（区域施策編）のホームページのトップページにおいて、前記の新環境総合計画のホームページの「計画の一部見直しの経過」というような項目はない

ため、旧計画と現計画の目標がどのように変更されているのか、電気の排出係数の基準年度がどう変更されているのか、旧計画の達成状況などは、トップページを見るだけでは分からぬ状況になっている。

<実行計画（区域施策編）の記載内容の情報について>

実行計画（区域施策編）本体は26頁の計画であるが、地球温暖化の現状と動向を比較的詳しく紹介したうえで、大阪府の地球温暖化の現状をデータをもとに説明している。そのうえで、旧計画も含めて大阪府におけるこれまでの地球温暖化対策の概要を簡潔に紹介し、新たな実行計画の目標と各部門別での取組を順次紹介する内容となっている。旧計画の紹介のなかには、目標なども掲載されており、計画そのものを見れば、旧計画と新計画の両方の内容を把握できるようになっている。

(c) 循環社会推進計画（平成28年6月新たな計画の策定）

<平成28年6月の新たな計画と旧計画の目標について>

旧計画は平成24年3月に平成27年度（平成28年3月）までの計画として立てられていた。現在の計画は旧計画の期間満了後の平成28年6月に策定されている。両計画の目標を比較すると次のとおりである。

【計画の目標の比較】

	旧計画（平成24年3月策定）	現計画（平成28年6月策定）
対象期間	平成23年度～27年度まで	平成28年度～平成32年度まで
目標 (一般廃棄物)	【排出量】282万トンに削減 (生活系183万トン、事業系99万トン) 【再生利用率】22%に向上 【最終処分量】35万トンに削減 →1人1日当たりの排出量、再生利用率、最終処分量の3つの指標が全国ワースト1から改善されるような目標設定	【排出量】278万トンに削減 【再生利用率】15.8% 【最終処分量】32万トンに削減 【1人1日当たりの生活系ごみ排出量】403g／人・日
目標 (産業廃棄物)	【排出量】1565万トン 【再生利用率】35%に向上 【最終処分量】49万トンに抑制	【排出量】1534万トン 【再生利用率】32.2% 【最終処分量】37万トン

※排出量、再生利用率は、市町村が関与しない事業系資源化量（事業系ごみのうち、市町村を経由せず、事業者から直接再生事業者へ引き渡される資源化物の量）を含まない数値

【旧計画の達成状況について】

○一般廃棄物について

一般廃棄物については、排出量の削減目標 282 万トンに対し、平成 26 年度の実績 318 万トンと目標に達していない。内訳で見ると、生活系についてはほぼ目標値を達成しているが、事業系ごみが目標 99 万トンに対し 129 万トンと大幅に多い状況である。大阪府によるとこの点の原因是、事業系の排出量は産業廃棄物であるプラスチック類や資源化可能な紙類が混入するなど、分別が進まなかつたためと考えられる、ということであった。

一般廃棄物の再生利用量は横ばいで、再生利用率についても目標は 22% に向上的ところ、13.8% と目標値を下回っている。大阪府によるとこの点の原因是、紙類の消費量の減少や容器包装の軽量化が進んだことが主な要因と考えられる、とのことであった。

最終処分量は削減が進み平成 27 年度には概ね目標の 35 万トンに近づくと推定されている。

	旧計画（平成24年3月策定）	平成26年度の状況
目標 (一般廃棄物)	平成27年度目標 【排出量】282万トンに削減 (生活系183万トン、事業系99万トン) 【再生利用量】62万トン 【再生利用率】22%に向上 【最終処分量】35万トンに削減 →1人1日当たりの排出量、再生利用率、最終処分量の3つの指標が全国ワースト1から改善されるような目標設定	平成26年度の状況 【排出量】318万トン⇒未達成 (生活系189万トン、事業系129万トン) 【再生利用量】44万トン⇒未達成 【再生利用率】13.8%⇒未達成 【最終処分量】39万トン⇒達成見込 →平成24年度に1人1日当たりの排出量が、25年度には再生利用率が全国ワーストから脱却

○産業廃棄物について

産業廃棄物については、排出量と最終処分量については目標を達成しているが、再生利用率については目標 35% のところ 31.8% と下回る見込みである。大阪府によると、この点の原因是、大阪府では排出量の約 7 割を汚泥が占めており、汚泥は多くの水分を含み、再生利用が可能な量は水分量を除いたものと限られる。このため、再生利用率については全国と比べても低く、汚泥以外の廃棄物の再生利用量が増加しても再生利用率が上がりにくい構造にあるためとのことであった。

	旧計画（平成24年3月策定）	平成26年度の状況
目標 (産業廃棄物)	【排出量】1565万トン 【再生利用量】551万トン 【再生利用率】35%に向上 【最終処分量】49万トンに抑制	【排出量】1518万トン⇒達成 【再生利用量】482万トン⇒達成 【再生利用率】31.8%⇒未達成 【最終処分量】38万トン⇒達成

【現計画の目標設定の立て方】

現計画は、3R の進捗状況を総合的に表す、排出量、再生利用率、最終処分量、1人 1 日当たりの生活系ごみ排出量の目標として設定している。このうち、排出量、最終処分量、1人 1 日当たりの生活系ごみ排出量の目標については、国の基本方針と同程度以上の削減を目指すこととして設定されている。また、旧計画と比べても排出量、最終処分量は現計画の方がより高い目標設定を行っている（1人 1 日当たりの生活系ごみ排出量については現計画で新たに設定された）。

これに対し、再生利用率については、旧計画で一般廃棄物 22%に向上が現計画では 15.8%に、産業廃棄物が旧計画で 35%に向上が現計画では 32.2%に、それぞれ旧計画よりも低い目標設定にされている。また、これらの率は国の基本方針における平成 32 年度の目標よりも大幅に低い率となっている。この点、前記のとおり、旧計画で一般廃棄物、産業廃棄物のいずれも再生利用率については目標未達であったが、その要因は、一般廃棄物については紙類の消費量の減少や容器包装の軽量化が進んだこと、産業廃棄物については大阪府では排出量の約 7 割を汚泥が占めており、汚泥は多くの水分を含み、再生利用が可能な量は水分量を除いたものと限られるとのことであった。そして、現計画において、旧計画や国の基本方針における目標より低い再生利用率を目標としたのは、このような府域の特性等を踏まえたことによるとのことであった。

【平成 32 年度の再生利用率の目標値】

	現計画	旧計画	国の基本方針
一般廃棄物	15.8%	22%	約21%（平成24年度）から約27%に増加させる
産業廃棄物	32.2%	35%	約55%（平成24年度）から約56%に増加させる

<循環型社会推進計画を紹介するホームページ上の情報について>

循環型社会推進計画を紹介するホームページのトップページには、冒頭で循環型社会推進計画を平成28年6月に策定したことを紹介したうえで、計画の特徴、計画の位置付け、計画の期間、計画の目標、成果を実感できる大阪府独自の指標、主な施策、策定までの経緯等のポイントが簡潔に掲載されており、分かりやすい内容になっている。

この点、冒頭部分には、循環型社会推進計画そのもの（PDFファイルとワードファイル、読み上げソフト対応用ファイル）へのリンクが貼られている。また、今回の計画で新たに導入された成果を実感できる大阪府独自の指標の部分には、下記の表の形で年度別の実績や速報値が紹介され、さらには各市町村別での指標の推移についてもエクセルファイルとPDFファイルで掲載されている。これらの情報に府民がアクセスすることで、大阪府全体に状況のみならず、自らが居住している市町村の情報が、他の市町村の情報と比較する形でも把握することができ、非常に有益である。

指標	H26	H27（速報値）
①1人1日当たりの資源ゴミを含む生活系ゴミ排出量（集団回収量は除く）	515g／人・日	514g／人・日
②生活系ごみ分別排出率	22.5%	22.5%
③ガラス等（主に行政により分別収集が行われている品目）のみの再生利用率	4.9%	5.0%
④最終処分率	12.3%	12.1%
⑤排出量から減量化量を除いた再生利用率	92.7%	—
⑥排出量から減量化量を除いた最終処分率	7.3%	—

他方で、策定までの経緯等の部分には、「本計画の策定にあたりその基本的な考え方について、「大阪府環境審議会循環型社会推進計画部会」において検討を進めました」とあり、同部会の資料や議事要旨等へのリンクが貼られ、また前計画などのページへのリンクも貼られてはいるが、リンク先の循環型社会推進計画部会の資料や議事要旨では膨大な資料が掲載されているため、どのような経過や意見をもとに今回の計画が策定されたのか、旧計画との違いや旧計画の達成状況がどのようなものであったのか、

などの概略をすぐに知ることは難しい。

<循環型社会推進計画の記載内容の情報について>

平成 28 年 6 月に作成された大阪府循環型社会推進計画は、旧計画に比べると図や表、グラフ、写真などを多く掲載し府民に対して分かりやすく情報を発信しようという意図が伝わるものとなっている。計画の構成は、①計画の基本的事項、②計画の目標・成果を実感できる指標、③循環型社会の構築に向けた主な施策と各主体の行動指針、④循環型社会の構築に向けた施策（詳細）、⑤関係資料（府域における廃棄物の状況、目標の立て方）、となっている。

前計画の目標達成状況については、関係資料の府域における廃棄物の状況というページの下 4 分の 1 程度を使って説明を行っている。また、目標の立て方について 1 ページを割いて説明している。

d. 意見

【意見 4】

大阪府は、環境分野において新たな計画を策定した場合や、計画を期間内に改訂した場合には、当該計画を紹介するホームページのトップページに、前計画の達成状況、前計画と新たな計画の変更点、新たな計画の策定経緯などに関する情報について、その概略を掲載するなどして、府民や事業者に対してより分かりやすい情報発信に努め、府民や事業者の環境改善に向けての自主的取組をより進めるべきである。

(a) 大阪府の環境分野の各種計画は数年間が対象期間とされているものが多く、期間が来ると新たな計画が策定される。また、PDCA サイクルを回す中で対象期間の途中であったとしても柔軟に計画変更を行うこととされている。このため、府民や事業者に対して時間軸を意識した情報発信、情報公開を行っていくに当たっては、計画が新たに作成された場合、計画が変更された場合に、前の計画の進捗状況、前の計画から新たな計画でどの部分が変更されたのか、変更された理由はどのようなものであったか、分かりやすく説明する必要がある。この点は、行政の説明責任の観点からも求められる。

(b) この点、上記のとおり、新環境総合計画の平成27年6月の見直しについては、新環境総合計画を紹介するホームページのトップページに、「計画の一部の見直しの経過」という欄が設けられ、計画の見直しに至った環境審議会環境総合計画部会における検討の経過の概要や、それを受けた環境審議会から出された計画の一部見直しについての意見の概要が分かるよう工夫されている。そして、最終的な見直しの概要・主な見直し内容が対比表の形で示され分かりやすい。

(c) これに対し、平成27年3月に新たに策定された地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を紹介するホームページのトップページや、平成28年6月に新たに策定された循環社会推進計画のトップページを見ると、それだけでは、前の計画の進捗状況がどうだったのか、どの部分が新たな計画で変更されたのか、その理由は何か、環境審議会での議論の計画の概要などが分からず内容となっている。もちろん、リンクが貼られている環境審議会の部会の資料や議事録、前の計画の内容などをよく見ればこれらの情報を得ることは可能であるが、どの資料にアクセスすればこれらの情報を得ることができるのか分かりにくい、と言わざるを得ない。この点、地球温暖化対策計画についていえば、東日本大震災による影響で旧計画と現計画では電気の排出係数の基準年度が変わっている。また、循環社会推進計画についていえば、再生利用率の目標値の設定について、府域の特性を踏まえ、旧計画や国の基本方針に定められた目標値よりも低い目標値が設定されている。これらの点について、府民や事業者に対して旧計画と比較しつつ分かりやすい情報発信に努める必要がある。このことにより、ひいては府民や事業者の環境に対する意識の向上につながり、自主的な取組を促すこととなる。

(ウ) 他の都道府県や大都市との比較を意識した情報発信について

a. 他の自治体との比較情報を一ヵ所に集めたページがないこと

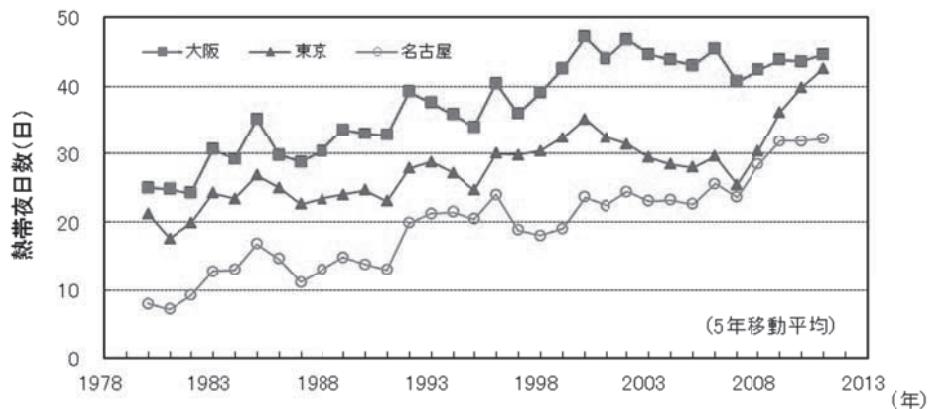
大阪府のホームページには大阪府の環境の状況について豊富なデータが掲載されている。他方、他の都道府県や大都市と比較して、大阪府の環境の状況がどのような位置にあるのか（進んでいるのか、遅れているのか）、という比較情報を一ヵ所に集めて公表す

る、ということは行われていない。

b. 個別の環境分野のホームページで掲載されている比較情報の例

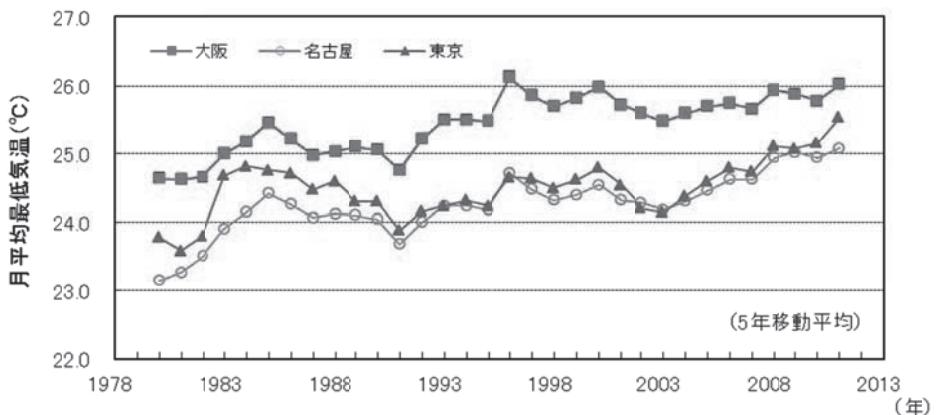
ただし、個別の環境分野では、一部、比較情報が掲載されている。例えば、次のような情報である。

(a) おおさかヒートアイランド対策推進計画（平成 27 年 3 月）から



出典) 1978 年から 2013 年の気象庁データにより作成

全国 3 都市における熱帯夜日数の推移



出典) 1978 年から 2013 年の気象庁データにより作成

全国 3 都市の 8 月における月平均最低気温の推移